

平成28年12月中川村議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月6日（火） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

4番 鈴木 絹子

- (1) 災害時に1人の死者も出さない防災計画のあり方について
- (2) 子育て支援の充実について

1番 高橋 昭夫

- (1) 平成29年度予算年生に向けての曾我村政の総括と課題

9番 村田 豊

- (1) 国道・県道の改良と道路周辺整備への取組について
- (2) 荒廃地対策と農地転用の動きと対応について
- (3) 水道の有収率低下対策と今後の取組について
- (4) 望岳荘入浴施設のバイオマスボイラー導入検討について

出席議員（10名）

1番	高橋昭夫
2番	
3番	松澤文昭
4番	鈴木絹子
5番	中塚礼次郎
6番	柳生仁
7番	小池厚
8番	大原孝芳
9番	村田豊
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	米山正克
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	井原伸子
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	小林好彦	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成28年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成28年12月6日 午前9時00分 開議

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議 長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
4番 鈴木絹子議員。
- 4 番 (鈴木 絹子) 通告に従いまして2つの質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
災害時に一人の死者も出さない防災計画のあり方をただすということです。
この質問をするに当たって、10月6日に伊那市であった上伊那市町村議員研修会がとてもよい研修で、中川でも学ぶ者があると思ひました。どこの自治体にもあるようですが、中川村では中川村地域防災計画という立派な冊子があつて、ありとあらゆる災害を想定し、節ごとに基本方針、主な取り組み、計画の内容、資料という形式で記載されているもので、知らなかつたことを申しわけなく思ひました。これがあれば質問の意味もないのかなと思ひたりもしましたけれども、村民の中でどのくらいの人がこの存在を知っているのか、村民の代表として質問するわけですし、計画書があつても、それが生かされていないければ用を足さないわけで、生かすために質問をしていきたいと思ひます。
一つ伺いたいんですけれども、中川村地域防災計画は、私が拝見した文書では平成20年修正とありますが、これが一番近いものなのでしょうか。8年前ですと、東日本大震災前になりますが、震災後に修正が必要な部分はなかつたということで理解しているのかどうか、通告にはこのことはありませんが、わかっていたら示してください。
- 総務課長 中川村地域防災計画につきましては、今、ご指摘のありましたように、平成20年度に修正して以来、修正をしていないということでございまして、本年度中に見直しをするということを今まで申し上げてきております。
- 4 番 (鈴木 絹子) ぜひ、修正するものは修正して計画を立て直し、生かせるものにしていただきたいと思ひます。
毎年、各地で地震や豪雨、台風による災害が起こり、これらは今までに体験したことがないと言われるような大きな災害になっています。それぞれに、かつてない、想像を絶する、想定外などと言われ、本当に大変な状況になっていることが報道からうかがえます。

また、伊那谷は2つの山に守られて、台風の直撃はほとんどないということで、安心はしているんですけども、台風も巨大化して瞬間最大風速70mと言われるものが、この夏、到来して、進路を心配させていました。

中川村でも、毎年、生まれて今までこんなに暑い夏はなかったという高齢の方が言われ、それが3年更新されています。

私は、飯沼からどしゃ降りの中を出てきたのに、北組あたりではぼつぼつと小降りになり、チャオでは一滴もなく晴れていたという経験も実際にしてきました。

世界的にも気候が大きく変動しているということで、これから起こるかもしれない災害に十分な防災計画を持って臨むことがとても大事なことと考えます。

特に地震について、近年には、大きな地震は中川村には発生していませんが、長野県には、長野盆地「にしふち」というのか「さいえん」というのか、西縁断層帯活断層、糸魚川静岡構造線断層帯が北部、中部、南部と3つのケース、木曾山脈の西縁断層帯、伊那谷断層帯、阿寺断層帯、境峠、神谷、「かみたに」と言うか「かみや」と言うのか、その断層帯の8つの断層帯があります。中川村においては、伊那谷断層帯の田切断層が確認されています。中川村で想定される地震は、この8つの断層帯と東海地震、南海トラフと巨大地震との11ケースになります。最大予測震度は5弱から7です。伊那谷断層帯では、南箕輪村から阿智村に位置して震度7が予想されています。中川村でも倒壊する家が1,000近くあると予想されています。

そこでお伺いします。

山あり谷あり水路ありの自然豊かな中川村ですが、どんな自然災害を想定して防災計画がされていますか。

○総務課長

中川村の地域防災計画の中では、想定される災害の種類を大きくは3つに分けております。1つは風水害の対策、それから2つ目は震災の対策、3つ目はその他の災害ということで、その他の災害の中には雪害対策、道路災害対策、林野火災対策など8種類に分けております。ということで、全体では10種類に区分をして想定をしているということでございます。

○4番

(鈴木 絹子) 大きな地震や豪雨による大災害は、どんな変化をもたらすのか、予想図によるお知らせやハザードマップを配布していただいているわけですから、各家庭にもそれなりの警告であり、準備もできるものと考えますが、例えば、どの道が寸断されるのか、どの山肌が崩れるのかなど、予告もないし、予想が付きません。今までにないということでは、経験が生きるものでもありません。また、季節、曜日、時刻によっても被害の様相が大きく変わります。膨大な救助需要が発生すれば、それに対応する供給力が不足する可能性もあります。このような想定をしての計画になっているのでしょうか。

○総務課長

そういう想定をしております。

参考までに申し上げますと、特に風水害とか土砂災害のお話が今ありましたが、それにつきましては、昨年9月に、いわゆる土砂法によりまして土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がされております。ということで、どこのどの場所が

どういう危険があるということもはっきりしましたので、それに基づいてハザードマップも改正をしておりますけれども、そういった情報に基づいて対応していくということになるかと思えます。

- 4 番 (鈴木 絹子) 大きな災害ほど対応に失敗が多いと言われていています。どうすれば大災害対応がうまくいくと考えられますか。次の5点について示してください。1つ目、多様な災害を想定して対策目標を持っているか、2つ目、過去の実例を分析しているか、3つ目、災害対策本部として図上演習をしているか、4つ目、実動訓練は十分と考えるか、5つ目、普段の地道な準備と被害軽減の努力はしているか、この5点について具体的な内容がわかれば示してください。

○総務課長 それでは一つ一つお答えをいたします。

まず、多様な災害を想定して対策目標を持っているかということですが、先ほど申し上げましたように、中川村地域防災計画の中で10種類を想定をして対策目標を立てているということですが、

それから、2つ目の過去の実例を分析しているかということですが、過去の実例で申しますと、一番大きなのは昭和36年の梅雨前線豪雨、それから、昭和58年の台風10号災害がありました。また、平成に入りまして、平成11年及び18年に梅雨前線豪雨災害がありました。そういった大きな災害のデータというものは、例えば国の浸水想定域図、あるいは土砂災害危険区域設定等に生かされております。

また、特に三六災害の関係で言いますと、大きな被害が出たわけですが、平成23年度に災害50周年ということで式典や記念事業、また、公民館での講座などが開催をされて、災害を風化させない取り組みが行われてきたということがございます。

それから、3番目の災害対策本部として図上演習をしているかということですが、これにつきましては、やっております。ただ、避難所開設訓練等は、今後、行っていきたいというふうに考えております。

それから、4番目の実動訓練は十分と考えるかということですが、例えば役場職員について申し上げますと、緊急連絡伝達訓練ですとか非常招集訓練を毎年行っております。ただ、訓練に十分ということはないので、地道に訓練を続けていく必要があるかと考えております。

それから、5番目の普段の地道な準備と被害軽減の努力はしているかということですが、これについては、各地区で毎年9月の地震防災訓練のときに合わせまして避難訓練を実施して、行っております。その際、特にここ何年かは、各組の世帯ごとの避難者数、待機者数等を具体的に確認をしてもらい、役場へ地区全体の実数の報告をお願いをしていることをやっております。

それから、あわせて平成24年から26年、3年かけまして、全地区へ出向きまして、社会福祉協議会と協力をして、共催で防災説明会を開催をしております。その際に、防災計画の概要ですとか、ハザードマップの説明、自主防災組織の必要性、災害時避難行動要支援者台帳の整備、助け合いマップの整備等を行っております。特に助け合いマップにつきましては、地区内の危険箇所や社会資源の所在箇所を地図上

に落として、災害時の安否確認をスムーズに行うために毎年の更新及び地区内への周知をお願いしてきているということでございます。

以上でございます。

○4 番 (鈴木 絹子) ありがとうございます。

3番の図上演習はやっていないということですが、ぜひ、大きな災害はほとんどが想定外ということが言われていますけれども、想定外を想定内にするために、多様な災害シナリオで対応訓練をしておいていただければと思います。

P D C Aサイクルを回し、計画を継続的に見直すようにしていただきたいと思えます。

4番の訓練についてですが、地区ごとの私たちも避難訓練という形で参加はしているのですが、より深い避難訓練が必要ではないかと、我が家にも体の不自由な年寄りがおりまして、避難訓練のときでさえも準備するのに30分以上かかるということがありました。なので、今、中川村内には、そういう方も大勢見えますし、訓練をちゃんとすることで実際の場でも速やかに動くことができるのではないかと思いますので、ぜひ、訓練についてはもう少し充実できるようにしていただきたいと考えております。

次ですが、災害対策本部の主要業務は一覧表としてわかりやすいものになっているか、業務の成功要件はどのように考えられているか、情報通信システムと電力は確保できているか、要員の確保、職員の非常参集は十分か、以上について、わかるところは示してください。

○総務課長 今、4点、ご質問をいただきました。

まず、1点の災害対策本部の主要業務の一覧表ですが、これは地域防災計画の中に事務分掌を一覧表にして掲載してあります。

それから、業務の成功要件などはどのように考えるかということですが、これについては、地域防災計画やマニュアル、その中に示されているマニュアルに沿った適切な判断と対応によりまして成功が担保されていると考えております。

それから、情報通信システムと電力の確保でございますが、役場には非常用発電機を設置してあります。最近ではJアラートといまして全国瞬時警報システムが導入されておりますけれども、Jアラートや地区防災無線、これも、昨年、各全地区に防災無線を配置しましたけれども、そういったJアラートや地区防災無線との交信用電源等が確保されているということでもあります。

それから、3番目の要員の確保、職員の非常参集は十分かということですが、役場におきましては、先ほど申し上げましたように緊急連絡伝達訓練や非常招集訓練を行っておりまして、その結果から見ますと、要員確保は可能と考えております。ただ、これは災害の状況によりまして状況も変わりますので、対応はおのずと変わってくるかと思えますけれども、一応、可能というふうに考えているところでございます。

○4 番 (鈴木 絹子) 今までの失敗例でいくと、地震で停電して本部が使えないとか、余

震が怖いゆえに出入りに不便で、上階の本部は使えず1階食堂に設置したとか、庁舎が地震で被害を受け中に入れず、庁舎前のテントに本部設置したが、移動系無線が使えず情報収集が困難であったなどのことが言われています。

次ですけれども、災害対策本部対応の成功の十分条件として以下のことが具体化しているかということで伺いたいと思います。

1つ目は情報チャンネルを区別することができるか、2つ目はその担当者をちゃんと分けてあるか、3つ目は情報の優先順位を決めてあるか、4つ目に重要情報については収集がちゃんとできるか、5つ目、情報の変容、途絶の対策はできているか、6つ目、情報共有のための方策も考えられているかをお伺いしたいと思います。

○総務課長

それでは、6点、質問があったと思いますが、一つずつお答えをいたします。

情報チャンネルの区分ということではありますが、明確な区分はしておりませんが、例えば電話で申しげますと、役場の電話番号3001ですけれども、実際には8回線使えるようになっております。また、それとは別に災害の優先回線、災害専用の回線も用意してありますので、最大8回線プラス災害優先回線を使つての情報のやり取りができるということでございます。

また、各地区へ、昨年度、防災用の無線機を配備をしましたので、それについての通信訓練も行っているところであります。

2番目の担当者を分けるということではありますが、これについては、防災計画の中で災害対策本部の各部にそれぞれの班を設定するというふうになっております。それぞれの班で、その業務の中身、あるいは職員の担当等も記載をされておりますので、それによって対応していくということになります。

それから、情報の優先順位でありますけれども、これについては、各地区の情報を収集し、土砂災害の前兆現象が報告された場合には即座に対応をとるということでございます。

それから、土砂災害の前兆現象等、災害に対する備えや心がけ等はハザードマップにも記載をされておりますので、そういったものも見ながらの対応ということでございます。

それから、4番目の重要情報について待たずに取りに行くということでございますが、地区からの情報は、先ほど言った防災用無線等がございまして、随時、とることができるというふうに考えます。

また、消防庁等からの緊急情報等は、即座にJアラートというもので届けられます。

ということで、常に最新の情報を把握するように努めていくということでございます。

それから、5番目の情報の変容、途絶の対策でありますけれども、これは常に最新の情報を把握する中で適切な判断をしていくということが大事かというふうに考えております。

6番目の情報共有のための模造紙やホワイトボードでございまして、ホワイトボードにつきましては、役場の災害対策室に設置をしております。模造紙等についても、

○4 番

必要に応じて活用していくということになるかと思えます。

(鈴木 絹子) 情報チャンネルを区別するということでは、8回線とプラス防災専用有線があるということですが、住民からの通報や要請を受ける電話と防災機関間の連絡をする電話は分離することが望ましいというふうに考えられています。そういう意味で、担当者も各部、班に分かれていて中身を担当しているということでしたけれども、通報、要請を受ける担当の方、避難勧告等の判断、意思決定に必要な情報を収集し判断する担当者という形の分け方もあるかと思えます。

あと、5番の情報の変容、途絶の対策ということでは、情報中継者が自分の判断で被災のイメージを伝えるのではなく、正しい被災のイメージを伝えられるようにということで、できるだけ情報中継者は少なくするほうが良いということ、情報直結ということで首長に直接情報を届けるような仕組みも考えられてよいかと思えます。

また、情報発信元に確認しアドバイスをもらうということで、気象庁や県などとの連絡も、そういう形で密にされることが望ましいと思えます。

6番の情報共有については、情報を共有するというのが一番大事なことで、新しいところではスマホによる情報共有システムや映像による情報の収集、地区ごとの情報収集員の配備ということで、先ほど各地区に無線、防災無線をつなげているということで、クリアできていくかと思えます。

最後の質問になりますが、避難勧告・指示等について住民への広報は徹底していると考えられるか、次の3点について示してください。

1つ目は住民を巻き込んだ緊急対応の検討や避難路、緊急避難場所等の整備は十分と考えられるか、2つ目、過去の例では避難しない住民というくくりがあるが、避難行動促進策が考えられているか、3つ目は、避難後の被災者同士の役割について具体案などがあるか、以上の3点を答弁お願いします。

○総務課長

1点目の住民を巻き込んだ緊急対応の検討や避難路、緊急避難場所等の整備であります。各地区の集会所というものは災害時の緊急避難施設になっております。それで、各地区は、いわゆる自主防災組織というふうにも位置づけられております。地域における緊急対応、あるいは避難路等につきましては、地区において十分検討していただきたいということでお願いをしてくださっているところでございます。平成28、29の2年間で、各地区自主防災組織で必要な防災用品を整備するという交付金事業を行っておりますが、その中で必要な備品等も整備を進めてもらっているところでございます。

それから、2番目の避難しない住民の対応でありますけれども、これについては、いわゆる地域での支え合いでありますとか助け合いによりまして統一した行動がとれるように避難訓練などで確認していくのが大事だというふうに考えております。

それから、避難後の被災者同士の役割等でございますけれども、地域防災計画の中では、避難所が開設された場合の例をとってみますと、村が実施する対策と住民が実施する対策、それから関係機関が実施する対策というふうに、それぞれ定められております。住民におきましては、避難所の管理運営については、村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難

生活ができるように努めるというふうにされているところであります。具体的には、災害の状況によりますけれども、それぞれ臨機応変の対応が求められるのかなあとというふうに認識しているところでございます。

○4 番

(鈴木 絹子) 災害対策本部のほうから言えば、甘い状況認識、決断のちゅうちょへの対策としては、1つとしてトップダウン、特に初動期には迅速な意思決定が必要であると考えられます。2つ目にプロアクティブの原則ということで、疑わしきは行動せよということが言われています。最悪事態を想定して行動せよ、空振りには許されるが、見逃しは許されないということも言われています。

1番、2番、住民とともにということでは、私たちが住民そのもので、地区でのそういうものをもっと積極的に行うべきかなと改めて考えております。促進策としては、事前に自宅、地域の災害リスクをよく知っておく、リスクを減らす対策を実施する、例えば耐震化、家具の固定など、避難を迅速にするための準備としては、家族での話し合い、どこに、いつ、どのように避難をするかということです。事後としては、積極的情報収集ということで、雨量や雨雲の動きなどをよく見る、住民としてもプロアクティブの原則にのっとり対応をするなどです。

自然豊かな村であるがゆえに、ひとたび大きな災害に見舞われると大変なことになると十分予想できます。一人の死者も出さない万全な防災体制を構築し、実施できるよう、さらなる充実を求めて、この質問を終わります。

2問目です。子育て支援の充実を進めるに当たって、3つの点で質問していきたいと思えます。

1つ、就学援助の実際とあり方について、2つ、教材を無料に、学校給食費の軽減を、3つ、卒業で不要になる使用可能な学用品や制服等の譲渡の制度をと、この3点について質問します。

毎日、新聞を見ていると、子どもの貧困という言葉がかなり頻繁に見かけられるようになりました。全国で子どもの貧困率は16.3%とされています。6人に1人の割合です。その実態は、例えば、親が働いていて家族でそろって御飯が食べられず、1人で、または子どもだけで食べる、三度の御飯がきちんと食べられない、給食費が払えなくて惨めな思いをしている、学用品や衣料品が満足に買えないなどなど、さまざまな状況があります。貧困によって教育を受ける権利が奪われてはいけなし、子どもの責任ではありません。親も一生懸命働いても貧困という率が高いことが実情です。最近では子ども食堂という形で夕食を提供したり、居場所をつくって勉強をしたりするところがあちこちで増えてきています。ただ、貧困は非常に見えにくい状況でもあります。スマホを持っていても十分な御飯が食べられないということもあるそうです。

子どもの貧困について、中川村ではどうか、民生委員の方も把握しておられるかと思えますが、子どもたちが毎日通う学校が一番キャッチできる場所と考えます。子どもたちの生活状態がどうかは、学校での生活の仕方や言動で何らかの信号を子どもが発すると考えられますので、それを先生が把握することができるものと考えます。教育委員会等でケース会議も開かれているということですし、何らかの形で把握は可

能と考えます。

昨年の答弁でもいただいたように、貧困と学力の相対性も心配ですし、先日、中川村の職員組合が主催した研究発表で、歯と食事との関係で、歯の大切さや孤食、朝食抜きなどの課題とともに、学校で受ける歯科健診後の治療も場合によっては貧困との相対性が出るもので、これも心配しているところです。この件については、次の機会に、またぜひ質問させていただければと考えます。

1点目の就学支援についてです。小学校、中学校では、就学支援という制度があるということの広報や周知はどのようにされるのか、毎年されるのか、中学校ではどうか、申し込みは全員が回答するものとなっているかを伺います。

○教育次長

それでは、私のほうから1点目について答弁させていただきます。

就学援助につきましても、2つの支給要綱に基づきまして支給の事務を行っているところでございます。一つは要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱、もう一つは特別支援教育就学奨励費支給要綱でございます。

要保護児童生徒援助費と特別支援教育就学奨励費につきましても支給対象者が限定されておりまして、個別に案内をして対応させていただいております。

準要保護児童生徒援助費につきましても、全保護者を対象として申請方式によりまして取り扱いを行っており、このケースで答弁をさせていただきます。

広報、周知の方法、案内の時期でございますが、小学校では新入学時、さらに、進級を問わず全保護者に対して入学式直後の4月上旬に就学援助申請についてというご案内を子どもを通じて配布をしております。

毎年、案内されるかというご質問についてでございますが、小学校について、案内は、所得状況、家庭状況が変化することから、毎年行っております。所得につきましては前年分、家庭状況につきましては前年12月31日現在を基準として取り扱っております。

以上です。

○4 番

(鈴木 絹子) 中川村では、4月に案内して申請を受け付け、審査後、9月と3月に支給ということですが、国会の文部科学委員会で田村議員が就学援助の引き上げとともに入学準備金を2月から3月に支給するよう強く求め、文科省は児童、生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけることを約束していました。また、文科省は、17年度予算の概算要求で入学準備金をほぼ倍額に引き上げる方向で要求しています。中川村では、申請方式なので全員が提出されていないということですが、申請する人、しない人があっても、全家庭対象なら漏れがなく対応できると考えますので、その点について前向きなご検討を要望するものです。

春、新入学時には、特にお金が必要で、松本では中学校の制服が準備できずに入学式に休んだという例が複数あるそうです。新入学に間に合うように実態に合った支給がされるように提案します。この点ではいかがでしょうか。

○教育次長

それでは私のほうから答弁させていただきます。

申請につきましては4月を想定をしております、入学式も4月ということですので

で、申請と同時に支給ができる、してほしいというご提案だと思えますけれども、類似の国の制度といたしまして児童手当、児童扶養手当がありますが、やはり後払いでありまして、支給回数が年3回支給で、前月までの4ヶ月分を支給をするという制度になっております。

就学援助費の支給につきましては、先ほど議員さんもお話なさいましたように、年度中途の9月と年度末の3月の年2回となっています。申請書受理後、学校長、民生児童委員の意見の聞き取り、前年分所得の把握、教育委員会定例会での審議等を経る必要があります。また、行事への病気等による欠席、給食の欠食、年度中途での転出等、状況により支給額が変動する場合がありますので、年度当初に支給するということは難しいかと思えます。

以上です。

○4 番 (鈴木 絹子) 他県の例では、群馬県太田市が来年度から2月から3月に前倒し支給で、小学生は2万470円から4万円に、中学生は2万3,550円から5万円に、ほぼ倍額に増額するそうです。東京都内の区や市でも10の自治体が入学前支給の検討を約束しました。八王子市では17年度から3月1日支給です。

県内では、須坂市が2009年2月から入学前支給の実施をしています。軽井沢町では、町のホームページで来年新入学の小中学生に対し11月から就学援助の申し込みを開始し、2月に支給すると公表しました。松本市でも池田町でも中学校の新入学生徒には3月支給が決まりました。

このような例もあるので、中川村でもできないことはないかと思えます。新入学中学生については小学校6年時の実態から、新入学小学生については年長児保育費の実態からつなげることができるかと思えます。前向きに検討されるよう強く要望いたします。

2点目の教材費を無料に、学校給食費の軽減をについて質問します。

今回、各学校で集金するものを見せていただきました。小学校で、教材費、旅行費等で年額約3万円、給食費、年額5万5,350円、PTA会費は1回ですけれども3,182円で、合計約9万円になります。新1年生は入学準備金はそのほかに5,000円、あと、学年により鍵盤ハーモニカだとか習字道具、絵の具セットなど数千円かかるものが必要になってきます。中学校では、1年生で年額約14万5,000円、2年生で14万円、3年生で約11万5,000円でした。集金は5月から2月なので、10で割ると毎月の集金額になります。これに、中学校ですと制服やジャージの費用がありますし、部活関係のものも入ってきますので、もっとかかるわけです。憲法26条で義務教育は無償とうたわれているわけですが、これだけの保護者負担があるわけです。2人3人といれば2倍3倍と膨らみます。一生懸命に子育てしている世代の経済的負担軽減を少しでも実施されるように望みます。

豊丘村では、教材費は無料、小学校に1万円の補助がある、中学校のカバンを進呈している、また、出産祝い金は、第1子が3万円、第2子が5万円、第3子は何と25万円とありました。

高山村では、就学支援と負担軽減ということでテスト代を公費負担として4,000円計上しているということを伺いました。あと、入学祝金で防犯ブザーや名前が入った鉛筆を1ダースということも聞きました。

学校給食に関してですが、全日本教職員組合は、2015年11月実施の給食費補助制度の調査結果を発表しました。自治体1,749市町村、広域連合中1,032が回答しました。就学援助や基本的に設置者が負担すべき光熱水費負担などを除き、給食費にかかる保護者負担を直接軽減する補助制度があると答えたのは19.3%でした。このうち、全員対象、全額補助は45自治体、全員対象、一部補助は84自治体、多子世帯への補助は40自治体でした。14年・15年度で開始した自治体が34.7%を占め、ここ数年で前進したことがうかがえます。半額以上補助は町が35、村が25、市が4、全額補助では町が24、村が18、市が2ということで、小規模な自治体ほど補助制度を設けている実態が明らかです。

長野県下では、平谷村では小学校で半額、中学校で一部の補助制度を設けています。大滝村では2010年から小中全員、全額補助です。泰阜村は2013年から小学校、中学校、全員半額、大鹿村は2014年から小中学校全員半額、北相木村は2009年から小学校のみ全員半額ということです。

子どもの貧困の広がりを背景に負担軽減が行政側の関心事となり、保護者や住民、教職員の願いが後押しして取り組みが進んでいるものです。

本来は、教育の機会均等を保障し、教育の無償化を進めるためにも、国の責任で給食費の無償化を行うべきと考えます。

家庭の経済状況にかかわらず安心して食事ができることは、子どもの情緒の安定にとっても重要なことです。

子育て世代の教育費の経済的負担の軽減につながるならば、教材費でも給食費でも、可能性のあるところで検討することを提案したいと思います。お願いします。

○教育長

ただいまご説明いただきましたように、それぞれの自治体で努力をしているということでありまして、現在の状況をお話をしてご理解をいただきたいと思います。

ただいまのご説明のとおり、小学校における学校徴収金では、入学時、1年生、約5,000円の入学準備品の購入が必要になっております。各学年では、年度初めにPTA会費、それから月々としましては学年費、旅行貯金等を納入をしているわけでありまして、一年間に必要な額は、1年生ですと約4万円、このほかに、ただいまお話のありましたように学年が上がるとともに購入している個人持ちの道具類が合わせて2万6,000円ほどになるわけでありまして、兄弟、姉妹が多くなれば、家庭としては大きな額になっております。中学校では、さらに多く、1年生だと年間約8万円、それから制服等に8万円ほどが必要になっているという状況でございます。

ただいまの教材費の無料化のご提案でありますけれども、現在の村の教育財政の中では、これに充てる財源は厳しいというふうにご検討しております。必要は、ただいまご質問いただいたとおりでありますけれども、現在の状況では無料化は困難というふうにご検討しております。そして、就学援助を頼りにしているところでございます。

現在、可能な取り組みとしましては、鍵盤ハーモニカなど個人持ちの楽器などにつきましては、兄弟でのおさがり、あるいは近隣でのおさがり等の利用を学校でも進めております。また、教材は物品の購入については、できるだけ安価にできるように教職員も心がけているところであります。

給食費につきましては、昨年度、平成27年度の決算では、食材費等は2,765万円余でありまして、このうち、パンの輸送費とか米粉パン普及促進のための補助、あるいは放射性物質の含有検査のための材料費等が村の補助金として行っているところであります。また、給食センターの人件費や光熱費等、約2,900万円は村の負担でありまして、給食の全体経費の半分余は実際に村で負担をしているということでございます。これを無償にするということになりますと、2,700万円ほどの予算が毎年必要となるわけがあります。ご質問では半額でも2割でもというご提案でございますけれども、現状では厳しいというふう考えております。

現在、中川村の給食費は、小学生年額5万5,350円、中学生6万2,000円で、これは24年度から据え置きとなっております。月々の集金は、口座引き落としができないことによる滞納はありますけれども、就学援助費等によって年度末には入金をされ、年度を越えての滞納はないという状態で、ありがたく思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) 長野県下でも増えてきていること、全国でも1食7円補助から3分の1補助、半額補助、全額補助とさまざまです。移住先は教育で選ぶという話もあります。また全国では、子育て支援の手厚いところは必然的に子育て世代が移住して人口増につながっているということが多く報道されています。厳しいことは重々わかりますけれども、中川村としてできることを何とか検討していただくよう重ねて提案して、次の質問に移ります。

3点目です。卒業時、不要になる使用可能な学用品や制服等の譲渡の制度を設ける提案をします。このことについて学校ではどのようにお考えでしょうか。

○教育長 中川中学校では、父親母親委員会がPTA会員に呼びかけましてリユース活動を行っております。

要望品としましては、制服の上下、それからシャツ、また運動着の関係、上はき、通学用のカバン、ジャージ、給食用品、登山用品、国語とか英語の辞書等であります。これらを学校受付窓口を持ってきてもらったり在校生を通して保健室の先生のところへ届けてもらったりしているところです。

リユースは随時受け付けておりますけれども、主には、父親母親委員会からお便りを出してありまして、文化祭前と卒業後が集中するところでもあります。集まったものは、文化祭に合わせて会議室等に展示して、必要な家庭が1人2着までというような条件でいただいていると、そういうふうを活用しているわけであります。

最近では、このリユース活動での譲渡が余り多くなってきているというようでもありますけれども、来年度に向けては、できるだけリユース用品が集まるように、在校生を通じてばかりではなくて、村全体へも呼びかけていくことを検討しているというふうに言っております。それによりまして、卒業を過ぎて期間がたった卒業生や、そ

の御家庭からのリユース用品の提供もできるのではないかというふうに期待をしております。

中学校のこのリユース活動のほかにも、学校は通さないけれども知人あるいは近隣で譲り合っているということも多い実態です。運動着など、胸の名前が違っていたりということがありますがけれども、大丈夫だというふうに聞いております。

また、海外からの転入生があったときなどには、臨時的に知人に呼びかけるなどしてリユースの活動を働きかけているというようなこともございます。

リユース活動が一層進めていけますように考えていきたいというふうに思います。

○4 番 (鈴木 絹子) 既に行っているということで、大変うれしく思います。

まだ使えるのに葬られてしまうのは、その物にとっても残念なことで、使ってもらえればありがたいことです。制服もジャージも高額なものですから、使用可能であれば本当にありがたいと思います。

知人から譲り受けるというのは、その人が使っていたということで、それもまた思いを込めて譲ってもらった人が使ってもらえるのかなあとも思いました。

ほかに、例えば、村に広く広報してということでしたけれども、中学校の入学前に小学校のほうに案内できるようなことがあれば、なおよいかと考えます。広くお知らせして有効活用されることを期待します。

また、どの子もお金の心配なく元気に学校生活を送れることを願って、私の質問を終わります。

○議 長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 高橋昭夫議員。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、さきに通告をいたしました1点であります平成29年度予算編成に向けて曾我村政の総括と課題ということでお聞きをしたいと思います。

曾我村長は次期村長選に立候補しないということを表明されました。平成29年度の予算編成、その時期に入っているわけではありますが、3期12年を務められての総括を中心にお聞きしたいと思います。

第1といたしまして、曾我村長は、ことし就任3期目後半で、今申し上げましたように、既に29年度の予算編成に向けてのスケジュールを消化されていると思います。来年の3月、この予算議会が最終議会になるかと思いますが、そこで、曾我村政3期の実績と今後の課題ということで通告をいたしましたけれども、お聞きをしたいと思います。お願いします。

○村 長 大変大きなテーマをいただきまして、12年間を振り返って評価し、そしてまた、そこに残されて課題について述べよということでございまして、ちょっとこってりしたお話になってしまうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、12年前を振り返るとですね、当時、本当に、自立か合併かというお話の中で、合併をしないと村はやっていけないんだと、自立では財政が破綻すると言われていたので、最大の課題は、村の財政といいますか、村を持続可能としてやっていくというふうなことが果たしてできるのかどうなのかということが一番の課題でございました。

結果的にですね、破綻に至ることはなくですね、逆に大幅に財政の健全化が図られたということが、もう、その当時のことを思い返すと本当によかったなというふうに感じる次第であります。

それはそれとして、産業について述べるとしますとですね、通告によりますと農業に関しては別の質問があるというふうな感じでございますので、農業以外について申し上げますとですね、その最初の立候補のときどんなふうなことを申し上げたかという、チャオ周辺と望岳荘の強化というふうなことを公約としてきたわけでございます。チャオ周辺については、当時はですね、空き店舗がいっぱい、次々とといいますか目立って、Aコープさんも撤退をするというような状況があり、先行きが大変心配をされておりました。村もですけども、チャオというあのショッピングの拠点そのものがですね、存立できるのかどうなのかというふうなことが心配で、それこそ、今でいう買い物難民に中川村はなってしまうのではないのかなというふうなことを心配したわけでございます。それに対して、チャオ周辺の活性化というふうなことで、どういうふうにするかというふうなことを考えて、例えばバンビーニを2階に設けて、若いお母さんたちが来てくれるようにするとか、診療所をすぐ近くにつくって、あのチャオの部分をですね、みんなが集まる、今でいう、今の言葉で言うと小さいな拠点といいますか、その当時はハブみたいな、村のハブというような言い方をしておりましたけど、そこに機能を集約することによって、ある程度のにぎわいできてきたのではないのかなというふうに思います。何よりも、あのチャオに残って踏ん張ったお店と、それからまた、あのチャオに新たに入ってきてくださったお店の頑張りというふうなことがあって、買い物の拠点としての魅力をですね、維持していただいているというふうに、大変ありがたいことだなというふうに考えております。

それから、チャオだけではなくてですね、国道沿いを中心に、国道から少し離れたところも含めてですね、大変小規模ではあるのかもしれないけども、個性的なお店が幾つか生まれてきているという、それも飲食だけではなくて、いろんな形のお店ができてきているというふうなことがあって、それは本当にうれしいことだなというふうに思います。バイパスができたところにはですね、チェーン店のどこにでもあるような店が軒を連ねるというふうな感じかもしれませんが、中川村の場合は、そのお店をやっている方の、主の方のこだわりとか思いとかいうものがはっきりとあらわれた非常にユニークなお店が幾つか、次々とというふうに私は言いたと思いますけども、できていて、それがまたさらに広がっていくことによって中川村の個性を発揮してくれるのではないのかなというふうなことで、大変にうれしく思っております。

前から申し上げていたようにですね、上伊那、下伊那をつなぐ道路網ができてくるにしたがって車の移動がたやすくなると、競争が厳しくなってくるわけではありますが、逆に言うと、それが遠くからでもお客さんをお呼びするというところでございますので、個性的なにぎわいというものをいかにつくり出していけるかというのが大事なことで、まだまだその芽は小さい芽ではありますが、たくさん生まれているので、それを育てていければうれしいなと、そういう意味で、小規模でも個性的な起業、創業とい

うものももっと広がって、そして、それが大きく育っていくというようにしていくことが課題ではないのかなというふうに思います。

もう一つ申し上げていた望岳荘については、大変厳しい環境の中で、コスト削減とか、合宿の誘致だとか、そういう営業活動、スタッフの頑張りによってですね、何とか黒字というふうな状況をここ2年ほどなっています。

ただ、現状についてはですね、特に調理場の人材の確保が大変難しいというふうなことがございます。

高齢者憩いの家のお風呂の改修などもやりましたけども、施設全体の老朽化も進んでおりますので、施設の維持をしつつ経営を安定させて、村民の憩いの場として、また、村外から来てくださる方へのお迎えをして、村の魅力を発信していく場所としてですね、役割をしっかりとこなせるようにしていかななくてはいけないなというふうに思っています。

もう一つ、望岳荘については、今、まきあるいはチップボイラーによるエネルギーの消費の拠点として、年間を通じて村内から算出される木質エネルギーを消費することによって村内のエネルギー転換を図っていく、そのベースというふうな形にできて、望岳荘を土台にしてほかの消費にも広がっていくような仕組みができたらうれしいなとは思っています。これについては、実現可能性について研究をしているというふうな状況でございますが、いい形になればうれしいなというふうに思っています。

あと、インフラ関係で申し上げますと、例えば道路なんかですと、役場の横を下平のほうに下りていく中組下平線を初めとして、村道についてはあちこち一定の改良を進めることができたなというふうに思っています。

県道もですね、天の中川橋をかけかえていただいたり、今度、竜東線の改良に着手していただける、また、長い坂なんかもやっていただいたと、いろんなことで、過疎代行もやっていただいたというふうな、やっていただいているというふうなことで、ありがたいことだと思っています。

それから、上水道のほうも耐震化を、まだ、大分終了までは道は長いかもしれませんが、かなり進めることができているのではないのかなと思います。

耐震化については、役場庁舎や学校等々の耐震化もやることができましたということでございます。

これから、先ほどと、望岳荘、一緒ですけども、老朽化に備えて長寿命化をしていくことが計画的に進めることが大事なことかなと思っています。そのための一つの方策として公共施設整備基金という新たな基金を新設をしたところでございます。

人口について申し上げますと、12年前にはですね、中田島の分譲地がなかなか動かないと、販売できずにいるというふうな所で、それを何とかしなくてはいけないっていうのが大きな課題でした。それを分譲地のまま販売するというふうなことではなくて、村営住宅を建てて生かそうというふうなことで、若者住宅、あるいは集合住宅、あるいは一戸建ての住宅をつくって、中田島については、結構、子どもたちの声なんかも聞こえるような場所になったのではないのかなというふうに思います。

それから、空き民家に移住してくださる村民の方もいて、ある年ではですね、社会増が自然減を上回って人口が増えた年も一年だけでしたけどありました。ただ、その後はですね、単なる人口を増やすことよりも、地区の担い手となる人を地区の中に招き入れて、一緒に地区のために活動していただく、汗を流していただくというふうなことを考えたいというふうなことを優先してきまして、村営住宅の建設をちょっと余り進めてこなかったというふうなことがあります。その結果ですね、平成27年の国勢調査では4,850名ということで、5,000人を切る結果になっています。今後ですね、今後はですね、そのことの反省もあって、これまた同じような、ある意味、ともかく住んでいただくためのですね、村営の集合住宅、そしてまた、地区のほうからも手が挙がってきましたので、地区の担い手を迎え入れるための住宅という、その両方の住宅を建設して、地区の活力の維持、そしてまた人口増という、人口の維持というふうなこと、両方をやっていきたいなというふうに思っています。

地区について申し上げますと、地区集会所についても老朽化しているところが多かったわけですが、随分新たなものにしていくことができたので、それは、新築をしたり改修をしたりバリアフリー化をしたりというふうなことが随分できましたので、それもよかったなと思っております。

あと、村のブランド価値を外に向けて打ち出していくというふうなことについては、村内に向けて、それからまた村外に向けて、日本で最も美しい村連合に加盟したというふうなことが一つの新しい、何ていうかな、新しい形で始めることができたので、よかったというふうに思っています。村内に向けて、村民が皆さんでそのことを共有して、同じ考えで頑張ろうというふうにしていくには、まだまだ浸透を図らねばなりませんし、村外に向けてももっともっと発信をしてファンづくりをしていかななくてはいけないというふうなことは思います。ただ、日本で最も美しい村連合に加盟して一定のブランドの一員となり、また仲間もできたというふうなこともありますので、これを生かして今後も広げていくというふうなことが必要かなというふうに思っています。

まだまだ、いろいろ、振り返ると感じると思うことはありますけども、とりあえず1回目の質問にはこういうことでお答えをしておきたいと思えます。

○1 番 (高橋 昭夫) チャオ周辺、あるいは望岳荘、人口問題、住宅等々のいろいろお話、振り返ってのお話をお聞きいたしました。

1期2期は、私は、大変なご努力があり、3期目にはですね、私自身は、村長の発想っていいですか、今までの流れと違う、新たな何かことをやっていただけるのかなあということも期待はいたしましたけど、現実はなかなか厳しいものがあつたのかもしれません。

そしてまた、その事業は、さまざま、国や県の事業にのっとってのものが多かった、それを堅実に消化されたということは評価していいと思いますし、前の質問にも申し上げましたけれども、健全財政、大きな借金もなくなり、合併もしなくてよかったと、こういうことの実態は、大変、曾我村長の大きな、私は評価だと思います。

ただ、私自身が振り返ってみますと、さまざまに質問をさせていただきましたけれども、この件につきましては、村長特有の、何ていうか、考え方もありまして、研究をするとか、あるいは今後を考えてみる、検討してみるという声は余り聞けなくて、ちょっと個人としては残念であったように思っております。

そこで、今回の予算におきましては、既に予算、今、各課で詰めておられると思いますけれども、その冒頭に当たっては、やっぱり行政っていうのは継続がありますから、村長がかわりまして、そのものの引き継ぎというものでなすわけではありますが、その予算に自分の思いとして、こういうことだけは、何ていうか、引き継いでということを含みにして予算を計上してほしいというような思いがあったかと思えます。骨格予算かと思えますけれども、そういう部分の思いですね、これからに継続する中で、せっかくに村長が努力されてというものを継続する中で、こうあってほしいというような願望といたしますか、そういうものがあれば、この際にお聞きできればお聞きをしたいと、こう思います。

○村 長 村の仕事っていうのは、一年一年、ことしはどうしようかっていうふうな形の思いつきでやるものでもないし、村長の個人的な趣味でやるものでもない、そのためにですね、長期計画をしっかりとつくってやっているわけです。総合計画、過疎計画等々に基づいて、またお金のこととかもありますんで前後はあるかと思えますけれども、大きな方向性はそれに従ってやっていくというふうなことでございます。ですから、それは、村長が誰であろうが、たくさんの方々のご意見を聞いて、練り上げてつくって、議会の皆さんからもご意見いただき、承認をいただいた総合計画、それらの計画でございますので、それにのっとって進めていくというのが村政であるかというふうに思えます。そして、その総合計画の中にはですね、「一人ひとりの個性が生きる」というふうなことで書いておりますので、村民一人一人の方が、自分のやりたいこと、したいこと、伸び伸びとそのことを取り組んでいって、手ごたえを感じて、充実した人生が歩める、そういう村なんだというような、そのことによって村全体も活気があって後世に引き継いでいけるという、そういうふうなことが総合計画の大きなビジョンといたしますか、考え方だと思うので、そのことについては、ぜひしっかりと引き継いでいただいて、村民一人一人が伸び伸びと活躍して手ごたえを感じられるような、そういう環境整備をどんどん進めていくようなことをしていただきたいなというふうに思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 今のお話は、正論として、本当にそのとおりだと思います。

ただ、やはり今まで体験をされない行政の道、体験されない中の視点で、何か私は、やっぱり、今、ビジョン等のお話をされましたけれども、こういうことは、やはり、未来、夢、そのためには、こういうことはっていうような思いがあればということでお聞きしましたけれども、わかりました。

さて、次に農業振興ということであります。

私は、何回も農業という、この振興策について、いろいろと今まで質問をさせていただきました。例えば、何でも、大根でも何でもそうですけれども、味がよくなけれ

ば、それは、いずれは淘汰されてしまうと、適地適産を図り、おいしいもの、これが持続的な農業発展につながるんじゃないかと、こういうお話をさせていただきましたけれども、農業振興、内発的農政、村政の成果と検討課題と、こう書いてありますが、書きましたが、農業は、やってみないとわからない、大変厳しいものであります。村長は、中川村の農業振興について、村の魅力を大切にしつつ生かして、それを外に売り出していくって、先ほどもお話ありました。その内発的発展が大切だと常に述べておられました。それで、私、申し上げましたら、それに適地適産適人、加えての言葉は強く印象に残っております。内発的発展施策、特に、この村のものを村外に売買、セールスじゃないですけども、事業拡大を図るという意味には熱を入れて取り組んでこられたと思いますけれども、内発的施策の今までの成果と今後の検討課題について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長

今、高橋議員のほうからご紹介ありましたけども、要約というか、していただきましたけども、農業についても、村に内在する、村の中にある可能性を生かして、付加価値を高めて、それを後継者に引き継いでいく、そういう農業を考えていかななくてはいけないなというふうなことでございます。一つにはですね、農業については、生産物を売るということだけではなくて、加工をしたりとか、あるいは農村で過ごす時間とか、農的なくつろぎとか、ゆとりとかですね、そういった観光的な、観光農業的なこともあるでしょうし、いろんな可能性が多角化——多角化という言い方がいいのかどうか分かりませんが、農業のいろんな魅力をですね、楽しんでいただくことができるのではないかなというふうなことを一つ考えました。一つには、そういう意味で、加工ということであれば、加工場というものを建てかえてですね、いろんな、もう少し機能も充実させて、そしてまた規模的にも大きなものに加工場をしました。そこで中川村の土産物といいますかですね、名産品みたいなものが生み出されていくというふうな、中川村を代表するブランドみたいなものができてきたらうれしいなというふうなことで思ったわけなんですけど、現実のところ、今のところ、まだそこまで行っておりませんけども、指定管理者も交代をしたというふうなこともございますのでですね、今後の、また別の発展といいますか、模索が行われて、成果を上げていただけるのではないのかなというふうに期待をしております。

あとは、先ほど申し上げた、その農的な時間とか暮らしとかいうふうなものを味わってもらおうというふうなことについてはですね、村長になってすぐ——すぐっていうか、そう間をおかずに、農家民宿が、今までなかったものが5軒ほどできたというふうなことがあって、うれしいなと思ったんですけど、その後、それがちょっと、さらに広がるということがとまっていました。そんな中でですね、南信州観光公社さんと一緒にですね、そのアドバイス、ご指導を受けるっていうふうな形で中学生等々の迎え入れが始まっているわけなんですけども、その中で、農家民泊というふうな形で、11軒ですかね、増えたというふうなことがあって、合計15軒で、民宿の皆さん方と合わせて15軒でお客様の受け入れをしているというふうなことがありまして、そこで具体的に、本当にどんなふうな形でお迎えするのが喜ばれるのか、子どもたちのためにもな

るのかというふうなことの具体的な指導をいただいているというふうなことがあって、その辺のところですね、その観光的な部分でも中川村の農家が実力をつけてですね、理想的には、そこからさらに単独でもお客さんをとっていきような、そういう民宿なり旅館なり、そういう形のところで発展をして、そこがまた拠点となって村の魅力を発信してくださるというふうな、そういうふうな形になっていけば大変うれしいなというふうに思います。いろいろ、先ほど申し上げました新たなお店のことなんかもございますので、いろいろ、そういう新しい、その芽がですね、それぞれのお客様をしっかりとつかんでファンを増やして行って、そしてまた、そのパイプがまたつながって行って、中川村には本当に、前にちらしすしと申し上げましたけども、中川村の中に本当に小っちゃいけれどもいろんな魅力がいっぱい散らばっているんだよ、きらきらしているんだよというふうな形で、こっちに行ってもこんなおもしろい人がいた、こっちに行ってもおいしいものがあつた、こっちへ行ったらこんな体験ができたというふうな、そういうふうな形ですね、魅力的な取り組みがお互いにつながって相乗効果を発揮するようになっていけばありがたいなというふうに感じています。

とはいえですね、そういう新しい芽もありながら、農地を引き継げるように、荒らさずに引き継げるようにすること、そしてまた新たな後継者を育てていくというふうなことが、2つ大きな課題、農業としては課題になってきます。その両方ともですね、みんなで農地を守っていく、その後継者が育つまで何とか守っていく体制をつくらうよという取り組み、あるいは新たな若手の就農する人も確保していこうよという取り組みもですね、行われていて、これでもう万全だと、安心だというふうなところまではいっていませんが、少しずつその体制も広がっているのかなというふうに思いますので、一層それを充実していくということが必要かなというふうに思います。

○1 番 (高橋 昭夫) 今お話ありましたけれども、つくっチャオなどは、本当に指定管理者の努力が大きいと思いますけれども、しかし、現実を見ますと、あれだけ多くの客が買い物には見えますけれども、帰りにつくっチャオに目を向ける、あるいはあそこに立ち寄るといふ形では、私は、ちょっと機能されていないんじゃないかと私なりの感想を持つわけです。ああした形を、次年度予算編成もありますけれども、さらにの手を加える必要があるんじゃないかと、そうすると、あれがもう少し、暗く感じますから、明るく、本当に映えた、本当にみんなが買わなんでも立ち寄るといふような、そういうような趣向に持っていただければ、私は、村民は喜ぶんじゃないかと、こう思います。

それから、今お話ありましたけれども、東京も、今、お話は、その面は、銀座などどうなっているか、ちょっとお答えありませんが、魅力的取り組みというのは再々に村長からお聞きしました。その理想的なことはわかりますけれども、やっぱし、その魅力的なそのものをどう生かすかというのは、やはり村政、そういう部分のトップリーダーも、ちょっと意を持って前進的に取り組むテーマじゃないかと、こういうふうに思いました。

ちょっと時間がありませんので次に進みますが、営農センター組合長、これ、12年

間ということで務められました。この組合長を務められると、村の農業の実態、それから厳しい農業の問題点、生産者に接しての所感っていいですか、そうしたのも大きかったんじゃないかと、こう思います。さまざまな感想を持たれると思いますけれども、この12年間、そうした現場に——現場といいますか、会議などに触れられて心を感じたことをお聞きしたいと思います。

○村 長 すみません。先走ってそちらのほうまでさっき言ってしまったんですけど、言い足りないこともありますのでお話をさせていただくと、農業の担い手の方々が、本当に、その大きな機械が壊れちゃうとか、あるいは、自分がちょっとけがをしちゃうとか病気になるっちゃうとかいうふうなことでですね、もう農業が続けれんというふうな話になって、特に果樹なんか切られてしまうというような、そして、枝の払われた、何かこう骸骨みたいな、亡霊のようなですね、幽霊のような果樹園になってしまっているってところが増えてしまったというふうなことが大変心配なというか、どうしたらいいのかなというふうな所があるかと思えます。その中で、先ほど申し上げたような、みんなで助け合って協力し合って農地を守っていこうという体制づくりを進めているというふうなところがございます。そのことをもっとしっかりやりながら、かつ、それで、こう、農地を守りながら、それを引き受けてくれる新たな若者、若手の農業就農者を育てていくというふうなことをやって、タイミングをよくつないでいくっていうことが必要かなというふうに思えます。

それと、もう一つは、農家はどうしても、やっぱり生産者という形で立派な農作物をつくるというふうなことが中心になってくるかと思えますけれども、そのことも非常に大事なことではあります、じゃあ一体どんな人がどんなふうに消費してくれるのかっていうふうなことを、そちらのほうの勉強もあわせてして、じゃあ、どういうふうなものをつくれればいいのか、あるいはどういうふうな流通があるのかとかですね、どういう売り方があるのかみたいなことも研究をしていくというふうなことがもう少し広がればですね、先ほど申し上げました多角的に付加価値を高めていくというふうなことが可能性としてはあるのではないのかなというふうなことは感じてきた次第でございます。その辺が課題でもあり、これからの可能性でもあるのかなというふうに感じております。

○1 番 (高橋 昭夫) 国の農政は大規模農業の推進を図っているわけではありますが、中川村のような河岸段丘、本当にここは河岸段丘の象徴的な場ではありますが、その地形においては、大規模農業は極めて厳しい現状ではないかと、国のそうした施策を準じて執行するには厳しいと、こういうことを思います。零細農家が農地を守り、兼業農家を守る施策が、やはり中川村において大変必要だし、これが美しい中川村や、映える、本当にやる気、本気の農業につながるんじゃないかと思えます。その施策を、やはり、今も努力されておりますけれども、さらにのテコ入れじゃないですけども、特に若者に生きた村政、そうした予算執行をお願いしたいと、こう思います。

農業の栽培技術という面でありますけれども、これは農業改良普及員、これは、上伊那っていいですか、ありますが、従来は、そうしたものを振興課なりにおられて、

常駐をされてありましたが、鍾水のごとしじゃありませんが、必要がないからなのかもしれませんし、いろいろあるでしょうけれども、現状、私は、その普及員、農業改良普及員を余り見たことがありません。村民などのぐらい知っておられるでしょうか。あるいは、それを当てにして何かわからないことを聞くと、そういう備えにつながっているのでしょうか。農業改良普及員との連携がどうなっているのか、ちょっと時間が迫っていますが、短時間に説明をお願いいたします。

○振興課長

農業改良普及員との連携ということで、先ほどお話がありましたように、かつては各市町村の駐在をして、各市町村の関係機関と連携をしておったところですが、県の機構改革の中で、現在は上伊那農業改良普及センターに駐在しながら、各地域の担当の普及員さんが配属をされております。

中川地区の担当の普及員さんは、村の営農センターの監事にもなっていておられて、監事会や諸会議、また集落の懇談会にも一緒に出向いていただいております。

また、それぞれの場面で普及センターとして指導や助言をいただいております。

個々の農家、担当エリアも広いですし、かつてのような形では実際には難しいところもありますけれども、例えば病害虫が発生したり、災害で被害を受けたというようなときには、現場と一緒に現場を確認をしたり、また現場での指導もいただいております。

特に最近では、やはり農業経営に関する指導という点で、特に新規就農を始められる方の農業経営計画についての相談の対応ですとか、技術的な助言、指導に当たっていただくということも増えてきております。

いずれにしても、営農センターと改良普及センター、担当普及員と、随時、連携を図りながら行っているという実態でございます。

○1 番

(高橋 昭夫) その普及員を求めて、求めて利用させていただく、聞けば答える力は相当持っておられますから、それは多分に、これからは、今の現状もあるかもしれませんが、さらにさらに、そういう貴重な方の指導、あるいは、新品種とかいうことでなくて、現状をどう保持するか、そういう面でご努力をいただきたいと、こう思います。

ことしの農業の異常気象結果というものは、春から夏から、猛暑もありますし、それから9月の大雨、多雨、そうしたもので大変な、私は、被害状況といえますか、それを連想しておりますが、どうも聞くところは余り、余りそんなではなかったといえますけれども、例えば、私はときたまリンゴをつくっておりますけれども、ことしのリンゴの表向きは色がよくて大変ですけども、中身は全く欠落をした商品価値にならないようなものというのがというのは、これは異常気象、この大変なことなんです、これは、今の農業改良普及員なり、農協への連携とか、あるいは振興課自体、その立場の人たちは現地での確認をされているのでしょうか。例えば村で被害云々っていいですよ、被害の状況というのは、電話なり、何でも、今、まとめることはできますけれども、私は、現地に当たって、生産者の声を聞く、あるいは、現地のその状況を目にし

て、そして次年度に備えると、そういう意味でいきますと、何でもそうではありますが、中途半端な状況においては人間は本気になりませんけれども、ことしのような、リンゴばかり言っていて申しわけありませんが、半作というか、半作にもいかないというような、そういう折にこそ、私は、新たな発想、あるいは温暖化への対応というものは、泉のごとしにはなりません、さまざまな手立てといたしますか、こうしたほうが良いという形のもの、私も3つほど、ちょっとそんなことを思いますけど、やっぱし、そういうことを現地に、そして生産者の声を聞いて、あるいは、地域によっては、ほかのところでは、アンケートなりとってですね、異常気象というものがどういう形で影響があるのか、ないのか、どうなかっていう形をアンケートに募って、その対応につないでいくところもあるわけなんです。ですから、それは大いに大事にしていきたいと思います。特に、これ、ちょっと加減がありますもんでですが、現場把握と、今お話ありましたけれども、やっぱり考察というものを、深くですね、やっぱ生産者とともに本気になってという形が、これは、やはり農業に磨きがかかると、こう私は思います。ちょっと質問しました。通告にはありますけれども、次に、いいですね。すみませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、農業、次です。日本で最も美しい村連合、加盟してもう8年が経過いたしました。先ほど村長、あるいはきのうの質問答弁にもありますけれども、着々とですね、やると、こういう答弁はお聞きしておりますけれども、考えてみれば8年、10年っていう形に近い数字であり、2～3年という当初というものは、私は大変大事じゃないかと、そう思いました。そういう面で行きますと、村村民は、割合、何ていうか、きのうもお話がありましたように、チラシっていいですか、そういう便りをですね、配布したり、さまざまを取り組んでいるというお話がありましたけれども、しかし、何ていうんですか、私は、村民、村の皆さんにお聞きしてみますとね、こういう答えが返ってまいります。「日本で最も美しい村連合に加盟をして、何もそんなにがたがたやるな。」と、「やらなんで私はいいと思う。」と、加盟は、きのうも村長、申されましたように、理念的なもので、それだけでも十分意義があるんだという、こういうお話がありました。ああ、そういうもんかなあと私はお聞きしました。

一方で、理念共有という言葉が昨日にも答弁の中でありましたけれども、その美しい村連合の、この息吹というか、エネルギーというか、力がですね、村の中に余り生かされていないと、そういう感想というか、そういう声を発する人が結構おられます。職員には、政策力、あるいは発信力というものをですね、村長も求めて進めておられると思いますけど、発信、しかし、発信のただ宣伝だけではなしません。村民にしっかりと伝えて、その村民の思いを村政に反映できるようにとの声大きい、これも事実であります。

8年の年月は長くも感じますが、しかし大変短くも感じる、今、この今後、美しい村加盟を村政にどう生かしていくのか、もう少し、もう少し、やはり聞いてもらい、生かし、そのことの心が燃えるといいますか、感情が多少高まるってというのが、私は、あすの村づくりにつながるし、美しい村が映えるんじゃないかと、こう思います。

美しい村で、きのうも質問ありましたけれども、やっぱし、道側にですね、草だの、つるの云々がまだまだ群がっておりますし、目につきます。それは、村長の答弁では、ああ、村長っていいですか、振興課ですか、地権者がおりますからね、なかなか手は打てないって、そういうこともありますけれども、やっぱし、そこらも理解をいただいて、1本でも、つるの根1本でも切るという形の、そういう思いが高まることが私は大事だと、こう思いますし、例えばの事例で美しい村と、これを具体的に示すというか、行動、それは一人一人のチャレンジになるわけですけれども、メダカですね、今、少ないんだけど、メダカの池を設置して、きれいな水を復活させて、少なくなったメダカを、こう、何か呼び戻すっていうのは、堤やなんかもいろいろありますしね、それは千金に値だと私は思いますし、せせらぎっていいですか、中川はいっぱいあるんですけども、この水路を生かしての蛍ですね、これは、里、何か自然園っていうのかなあ、どうなるかわかりませんが、やっぱし、ブッポウソウも大事だけれども、蛍の命もですね、すごく広げて、これがわくというのは、美しさの私は象徴だと、こう思いますので、そうしたものをみんなで考えるとこういうニーズに持っていく、そういう機会を村としても何か、この間もね、文化センターでありましたけれども、やっぱし、そういう蛍のほのかに光る、そういう根源を、やっぱし発火点を何か工夫して見出していただくと、こういうことが私は大事じゃないかと思うんです。

美しい村協議会というのがあると、きのう、説明がありました。今やっておられることは、これは、ちょっとそこまで言うとはですね、失礼になるし、いけないんだけど、美しい村に加盟をしなくても当然としてやっていかなきゃならない、こういうものだと思いますけど、美しい村に中川村が加盟をしたと、いや、これによってっていう、何か心のね、構えていうか、何か感謝しながら、おお、やっていこうという形の何かもう一つ、私は力入れをお願いしたいと思いますけど、その辺について村長にお聞きしたいと思います。

○村長 あれをしたらい、これをしたらいっていうふうに、いろいろあげつらうことは非常にたやすいことで、もし蛍っていうのが非常に大事なことだとお考えだったら、蛍の取り組みを始めていただいて、皆さんに声をかけていただいて、やっていただければありがたいと思います。

例えばアレチウリをどうしようかっていうふうな形で、毎年、アレチウリの駆除というふうな取り組みもなされていますし、先ほど協議会として坂戸橋のあたりのガードレールの塗りかえというふうなこともやりましたけども、そういうものにも、じゃあ、参加をしていただいているのかなというふうなこと、いろんな方がいろんな取り組みをしているけども、その現場に来て、どんな方々がどんなふうに頑張っているのかなっていうふうなことをよく見ていただいた上でお話いただければありがたいなと思います。

○1番 (高橋 昭夫) 美しい村連合の総会というのを、私はね、1回、その場に出席を、参加させていただきました。村長は8回ですか、そういうの、出ておられますと、余

計に今言ったような、それは、これは例といいますか、多少のという意味で私は申し上げたんで、それがどうのこうのじゃありませんけれども、そういう、ああ、中川にあったら、村から離れて中川を見たときに、こういうっていうような形のもののちよろ、やっぱり誰かとの会話というのが芽生えてきますので、みんなで総会をしたからいいんだとか、写真を云々したからとか、写真展をやったとかっていう形も大変大事でありますけれども、みんなで考えると、こういう形の窓開けというか、そういう形をちょっと思いましたので発言をさせていただきました。

次に、村のホームページであります。

それから、もう1点お聞きしたいんですけど、11月14日に、長野県っていうか、建設部主催のリニア中央新幹線建設促進長野県協議会の総会があり、村長が立候補された——立候補じゃない、出席をされたとお聞きしております。あの中央の動きですが、これは幸せ信州、幸せ信州プラン、リニアのこれからの夢というか、そういうような部分なのかもしれませんが、そうした話をお聞きするとか、そういう部分、中央の声というものを、県の考え方やいろいろをお聞きしたと思いますけれども、このことは、村のリニア対応っていいですか、生かすというか、将来という形へのあり方に大変トップとして参考になったんじゃないかと思っておりますけれども、もし感じる所管がありましたらお聞かせいただければ、これ、通告にはなくて申しわけないんですけど。

○村 長

ちょっと14日のカレンダーがないので、今どうだったかなと思ったら、副村長にうていただいたということなんですが、県の考え方のことについては、県の方にも重々言っているし、この間は新聞にも議会で申し上げたことが掲載されて、それを読んだ県の方が寄ってこられておっしゃっていましたが、県としてもですね、県民の環境を守ることをやらなくてはいけないと思っていますと、決して推進ばかりではありませんので、ほかの市町村とつなぐことも、つないで連合軍をつくってJRに対していくようなこともやってまいりますのでというようなお話があったので期待をしておりますが、今のところ、特にそういう動きはないんですけど、これからそういうものがあるのではないのかなと期待をしております。

当面ですね、今、議員さんも振興とか発展とかっていうふうなこともおっしゃいましたけども、まずは、その前に、まだ建設が随分長くあるわけですから、そこんところで住民の暮らしを守るということをですね、県も県民の立場を、生活を守るということをしっかり考えてやっていただきたいと、そのことについて連帯をしていきたいというふうに思っております。

その14日の11月の件については副村長のほうからお話があるかと思います。

○副 村 長

ちょっと通告いただいておりますのでまともませんが、長野でリニアの総会が開催されまして出席をいたしました。上伊那からは、上伊那広域連合の菅沼議長さん、それから、自治体では中川村で私、それから広域連合の事務局ということで、あと、下伊那関係ではたくさんの方が出られるのかなあと思いましたが、そう多くはなく、通常の定期総会でした。

その年度の前年度の決算の報告と事業報告、それから29年度の予算と事業計画とい

うことで、それぞれ認められました。

会長は長野県知事でありまして、J Rからは本部長が見えておられました。

その中で、県としては、いよいよ長野県工区が大鹿村で着工になったこと、また住民との機会を設けて住民生活に支障がないように進められたいという知事の発言がございました。

中で、また、飯田市長からは事業の実施、着実な推進と地域の声を聞いてほしいという発言があつて、終了をしてきました。

それ以上のこととしますと、多くはございませんで、むしろ協議会のほうで来て、県からの説明、またJ Rの担当者の説明というのは、実質的に中川村にとって影響があることの情報が得られる機会かなあというふうに思ったところであります。

○1 番 (高橋 昭夫) リニアの関係であります。中川村は、リニア新幹線工事に対して、住民の安全・安心の立場から対策協議会を持って、J R東海や県に要望、意見などを要請、積極的にですね、強く強く働きかけています。求めるものは求め、村民の不安解消を図る、これは当然のことではありますが、ただ、私は、会議、委員にも属されておりますけれども、会議の当初、ある委員から、リニア建設事業推進には信頼関係が大変大事だと、そういう発言がありました。私も全くそのとおりだと思います。あらゆる事業は、双方の信頼関係、協力があつて工事が推進されるものであつて、くぎを刺す等々では前に進みません。それは、過去の小渋ダム工事が、これも大きな工事ではありますが、ありましたけれども、そしてまた中央道工事などからもそのことを伝えていると、こういうふうに私は理解しております。協力をして協力をいただくと、それが政治力であり、重要かと私は考えます。

それで、お聞きしたんですが、そのリニアの廃土の利活用については、村は、まあまあ、本当にときとすれば最大に利用できる場所になっているわけでありましてけれども、どう取り組まれるのかお聞きしたいと思います。

○村 長 リニア工事の廃土に関しましては、村を通過して搬出されていくということで、そのときにダンプカーの運行、あるいはほかの工事車両の運行等によって村民生活によくない影響があるのではないかというふうなことが心配されています。そのことについて、村民が安心できる、ああ、これだったら大丈夫だなというふうに安心できるような形の説明をしっかりとくださいというふうなお願い、不安の点について、こういう点が不安だけでも、どうなっているのかというふうなことをただしているというふうなことが現状でございます。その一番の場が対策協議会でございますので、高橋議員もその委員の一人となつていただいているので、その辺のどういうやりとりが行われているかということについてはしっかりと御存じだというふうに思います。

もし、それで、今、廃土のお話でしたけれども、廃土を欲しいというような話がですね、村内からもしありましたらですね、その方のご意向だけではなくて、周辺の方々、あるいは関係するの方々のご意見等々もお聞きした上でですね、そういうことが、それはいいことではないのかなというふうになってきたという状況がありましたら、県のほうに、県のほうで集約をするというふうなことでございますので、県のほうに上げ

ていって、県のほうでご判断をいただくということになると思いますが、いずれにせよ、それに伴う心配や不安の声、あるいは納得がして、その関係者の皆さんからの納得性が得られるというふうなことが一番大事なことかなというふうに思いますので、そういう合意形成というふうなところはしっかりと丁寧にやらなくてはいけないところだと思いますが、今のところ、現状、県内、村内ではですね、どういう、漏れ聞こえているっていうか、恐らくは竜東線の天竜川の近くのところに竜東線をつくる時に使わせてほしい、使いたいという意向が県のほうとしてはあるかというふうに思いますし、それについては、前にも申し上げたように、竜東線というのが、飯沼地区、北組地区を中心にですね、村の長年の期待というふうなこともあるし、それについては、そしてまた、県道の一部というふうな形になれば、その後、何かあった場合にもですね、県のほうでしっかりと処分をしていただける——処分というか、対策をしていただけたらと思いますので、それについては、いいのではないのかなというふうに考えているというふうなところでございます。

- 1 番 (高橋 昭夫) 今、廃土は、要る人がいれば、求めてくれれば、その対応をするというふうなお話でありましたけど、私は、やっぱし、対策委員会も大事ですけども、推進って、もう建設がこれから始まるわけですから、その推進に向けて村がどうこれを生かすか、そういうような面も前向きに取り組んでいただくことがいいんじゃないかと、これは他市町村も事例、時間がありませんので申し上げますが、そういう前向きをもって取り組んでおられるところも多いということをお伝えしたいと思います。最後にありますけれども、村のホームページ、村長からのメッセージ、村長への手紙、これにつきましては、村民にどう生かされたかということについてお聞きしたいと思います。

これは、この村長の手紙っていうのは、村政に関する提案、要望、日ごろ感じていること、改善してほしいこと、困っていること、自立する村への提言などをお寄せいただくもので、お寄せいただいた意見や要望はすべて村長が読ませていただいて、これからの村づくりに活用させていただくと、こういうことでありますが、拝見をしてみますとですね、何かこう、村政からかけ離れた内容、村内より村外者のかかわりというものが多いと、沖縄や原水禁とか、さまざまなものがありますけれども、これを否定するものではありませんけれども、村への提案や要望など、他市町村では見られない内容のものになっていると、このやりとりを村長は村民にどう説明されるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

- 村 長 2種類あるということをご理解いただけていると思いますが、私からの村長からのメッセージというのと村長への手紙っていうのと2つあります。そして、村長への手紙については、私が何か書いたことについて感想が来るというケースもありますが、そちらのほうは、どちらかというと、多分、どうかな、村長からのメッセージにくっつけたような形で載せているのもあるでしょうし、村長への手紙に載せているのもあるかと思いますが、村民の方からいただくものもありますし、原則としてそれは公開をしている、昨日も新たなやつを1通、多分、それは、その差出人が書いてなかつ

たので村民かどうかはわかりませんが、村民の方だと思いますが、それもアップをしておりますので見ていただければいいと思いますけども、どんなご意見であれ公開をしていくと、誰かに対する誹謗中傷であるとか、公序良俗に反するとか、あるいは特定の商品を宣伝するようなものでないとかですね、そういうふうな常識的な範囲のものについてはですね、掲載をしておりますので、いろんな意見が公にできる、村政について、あるいは大きな問題、小さいな問題について意見が出せる場というのがあるというふうなことは、民主主義というふうな意味でいって大変いいことではないのかなと思います。

私としましては、村民の皆さんから来た意見について、また別の村民の方が賛同なり反論なりを述べて議論が深まっていくというふうなことがあればおもしろいなと思いましたが、今のところ余りそんなふうな形では発展がしていないというふうなことではありますけども、そうは言いながらですね、結構、反論——反論じゃない、反響というものが、ホームページ上ではないんですけども、意外な方が意外なところで、立ち話のときとか、何か会合のときとかで、いやあ、この間のあれ見たけど、なかなかおもしろい意見が来ているねとか、逆にですね、あんな意見も来るんだなみたいなことでお話を聞くことが多々あるので、結構、実は、結構な人が興味を持ってくださって読んでいただいているのではないのかなというふうに思います。できれば、そこで思ったことなんかをまたお寄せいただくそうですね、多角的な議論になって考えが深まっていくんじゃないのかなというふうに思います。

それから、私からのメッセージということについてもですね、いろんな意見が公表されてですね、それについてまたご意見を、ご意見と言えるような、私から見て、それによって、ああ、なるほどと思って考えを改められるようなものは余りいただいなくてですね、単なるばか村長とか、そういうようなものも多いもんですから、なかなかそれによって議論が深まるっていうことはないんですけども、いろんな意見を自由闊達に述べて、それぞれ考えを深め合っていくという、その民主主義的な議論の場というふうなものを一つ用意できたというふうなことは大変意義があったのではないのかなというふうに考えている次第であります。

○1 番 (高橋 昭夫) きょうは次期村長選に立候補されないと表明された曾我村長に総括というようなことを主題にして、総括と課題を主題にお聞きをいたしました。村民が主役の村を希望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長 これで高橋昭夫議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分とします。

[午前10時54分 休憩]

[午前11時10分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 村田豊議員。

○9 番 (村田 豊) 私は、さきに通告をしました4点についてお聞きをしたいというふ

うに思います。

問題、通告しました内容につきましては、特に細かい問題であるわけでした、各担当の課、部署についてお聞きをして確認するような問題がありますけれども、住民の皆さんから要請をしたり、あるいはまた、ぜひ村側へ要望してほしいということをお願いしましたけれども、実現をされてないと、どういうことなんだという声がありますので、細かい点ですけれども何点か、2点ほどはそのことについてお聞きをしたいというふうに思います。日常生活に直接関連するような細かい点であるわけですけれども、よろしく、その点は確認をしながら進めていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

1点目は国道、県道の改良と道路周辺整備への取り組みということについてお聞きをするわけですが、いよいよ、ことしも早い冬が来ました。1回の雪の中では着雪があったというようなことで、今後、大雪が心配をされるわけですけれども、着雪による倒木等々で交通への影響が心配される場所が、国道についても、私、回ってみますと2カ所くらいあります。なぜ住民の皆さんが私にそういう声をつないでもらったかっていうことですけれども、これは建設水道課のほうへも確認をしているかということ等もお聞きしながら、具体的にどう進められるのかということについてお聞きをしたいと思います。

特に冬期間、国道につきましては、凍結ということと倒木による交通の妨げになるような場所が2カ所ほど153号の場合はあります。私が言うまでもないと思いますけれど、153号線へ北から入りますと、坂戸の信号を過ぎてずっとオイデ——オイデじゃなかった、平沢さんのところですか、あの会社までのところの、ほとんど壁から、しかも国道表示がされている看板等が見えないくらい樹木が覆っております。このところは、恐らく冬期間になると交通の状態が悪くなるんじゃないかというふうに思います。それから、もう1点は、私が住んでおります南田島の松川境のところでは、松川の方面から松川地籍のところまではきれいに壁面、それからまたフェンス、樹木等が取り除かれ、除伐されましたけれども、あれからぱたっと中川へ入りますと、向こうから、南から来ると、1車線分、全部、木が上から覆っておりますし、フェンス上には倒木が4本くらい出て、既に出てきておりますので、そういう点で、なぜ要望をしたり要請をしてもらったりしているけど、なぜ中川、下伊那は改良されているけれども、なぜ上伊那部分は改良されないのかということをお聞きします。この点について、1番として挙げてありますけれども、どう、今後、建設事務所との打ち合わせをしながら、具体的に進めていくのはいつごろになるのかということをお聞きをしたいと思いますし、フェンス上の倒木につきましては、近々、やはり除去をしないと、冬期間にやはり交通の妨げになるということがありますので、その点について最初にお聞きをしたいと思いますし、特に具体的な時期、どう対応できるかということをお願いをしたいと思います。

○建設水道課長

国道153号の坂戸付近、また松川町境の支障となる樹木、またフェンス等への倒木につきましては、それぞれ伊那建設事務所、飯田建設事務所のほうに要望を行いました。

て、県会議員の方もご同行をお願いした上で県の職員と一緒に現地調査のほうを行っております。要望したすべての要件が処理をされていない現状ではありますが、特に大雨や積雪等、また、きょうなんかかなり風が吹きましたけれども、そういったことにより交通に危険となるような立木、また倒木等が発生した場合につきましては、その都度、連絡を県のほうにいたしまして、対応をしていただいております。

また、雪が降る冬期間には、支障木等により日陰部が形成をされ、残雪や凍結などによるスリップ事故発生等も懸念されますので、建設事務所に対しましては引き続き要望等をしていきます。

平成22年にのり面が崩落をした坂戸橋付近の国道153号は、災害時の緊急輸送路にも指定をされておりまして、重要な路線となっております。路面の沈下等も見られております関係で、平成26年度からのり面の防災工事を行っておりまして、今年度までと聞いております。

伊那建設事務所につきましては、道路網の安全性、信頼性を確保するようと、そういった形の中で要望しております。

また、先ほどの下伊那の関係、飯田建設事務所の関係につきましては、昨年度からのり面の防災工事、支障木等という形ではなくて、のり面自体が危険だという形の中で、防災工事を発注した上で、その中でできる限り支障木の伐採を行っていくというように聞いております。

また、伊那建設事務所のほうでも、松川境については予算がついたので伐採等を考えているというふうに聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○9 番 (村田 豊) 具体的に予算がついて実施をしていただけるということであれば、また住民の皆さんにそのように伝えたいというふうに思います。

次に、小平竹の上間のバイパスとトンネル改良の要請活動について、どんな進捗をお聞きをしたいと思います。

特に、このことは153号線の期成同盟会の中で具体的に検討をされていないとなかなか進まないということを知っているわけですが、その辺の進捗、それから国への、あるいは県への要請の状況を、再度、現時点でどうなっているかお聞きをしたいと思っております。

○建設水道課長 坂戸の部分につきましては、先ほど説明させていただきましたけど、のり面の崩落等もありまして、危険な場所という形の中で、伊那建設事務所さんのほうではのり面の防災工事を行っております。一応、今年度までと、防災工事に関しましては聞いております。特に、道路網の安全性、信頼性を確保するような現在進行中の事業管理を第一に要望しながら、この間の部分につきましても、県議さんも含めて、同行した上で、トンネルの検討も一緒について要望しております。

○9 番 (村田 豊) 特に、私も一緒に会議に出ておりましたのであれですけども、村長にお聞きしたいと思いますが、対策協議会、期成同盟会ですね、期成同盟会で具体的に取り上げられているかどうか、議会としては、県知事要請、要望のほうで2年間、

これで、153号線、153号の竹の上一小平間のバイパス、あるいはトンネルを含めた改良工事の要請をしているわけですし、今年度はこれからは県知事要請がなると思いますけれども、議会側では、そういう点で声を上げておりますが、村、長側として期成同盟会へこういう投げかけをして進めてきているんだということをちょっと説明をいただきたいと思います。

○建設水道課長

私のほうから説明させていただきます。

特に期成同盟会の中で、そういった要望のほうは、まだ上げてございません。

先ほど申しましたとおり、まず、今、緊急通路として位置づけをされております国道につきましての、まず安全性を確保した上で、その事業が終わり次第、引き続き、そういった附帯の検討についても要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○9 番

(村田 豊) 私は村長にその辺を答えてほしかったんですが、具体的に村長として現在どんなような進め方をしているかということ、また機会があるときにお聞きをしたいと思います。

それでは、次に、国道153号の中で、交差点上で、交通安全上問題になるところがそんなにあるわけじゃありませんけれども、ほとんどが立体交差、平面交差のところがありますので、ただ、女性の皆さんから、非常に国道ののり面の草が長くなりますと、低いところから高い153号へ上がるころについては、女性の皆さんは、言ってみれば片側、平面に近いところは、見えるところはいいんですけど、見えない側のほうが、交通安全上、非常ににくい、非常に確認しにくいということが言われておりますが、私、ここで確認したいのは、地元管理にある程度なっておりますけれど、道路管理者がガードレール側からのり面へ、どこらの辺まで毎年刈ってもらっているのか、最近、どうもそんなことが少なくなってきたんで、交通安全上、特に冬期間、問題になってきますので、ぜひ、その辺のどんな範囲まで、いつも年間何回刈ってくれるのか、また要請をしているのかどうかお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

国・県道の関係ですけれども、特に交差点等の中でのり面の関係ですけれども、国・県道につきましては、路肩から1m以内を除草等を行っております。ただ、時間の経過等により見通しが悪くなる交差点もあろうかと思われま。

また、同じ道路管理者といたしまして、村道用地内においても、常時、除草等が必要になってくるわけですけれども、なかなか難しいということの中では、国道、県道、村道を含め、地区対応での管理をお願いしております。各地区へは、できる限りの作業をお願いをいたしまして、村からは道路河川管理交付金といたしまして各地区ごとに交付するなど、村と地区との共同事業としておりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

○9 番

(村田 豊) この問題、そんなに箇所数が多いわけじゃないんで、現場を確認していただいて、ある程度、道路管理者のほうへの確なお願いをしていってほしいというふうに思います。

次の県道の中で、特に通学路の中で、障害樹木等々の除伐等の計画がどう取り組ま

れているかということですが、要望箇所はどのくらいあるのか、また要望箇所に対する取り組みはどのように進めていく考え方なのか、それから、もう1点は、特に猿が出て、通学路上で非常に子どもたちが危害を加えられるんじゃないかというような状況が出ているということも聞きますので、この猿に対する対応は早急に進めるべきじゃないかというふうに考えますが、そんな点の取り組みも含めてお聞きをしたいと思います。

○建設水道課長

県道通学路の要望、要請につきましては、伊那生田飯田線、葛北、それから柏原地区と要望等がございます。ただ、路線等につきまして一括して県のほうへ要望をしております。

また、北林飯島線、小学校から横前の間につきましても、特にこの2路線について、毎年、要望をしております。毎年、計画的に支障木の伐採が行われるというわけではなくて、必要に応じて行うというような状況ですが、今年度は、特に一部区間のほうを県で除伐撤去をしていただきました。

それから、猿対策という点からなんですけれども、通学路の除伐対応なんですけれども、長野県の野生鳥獣被害対策を確認をしたところ、山際のやぶは獣にとって絶好の隠れ場、生息場所、移動場所になるので、山との干渉帯を設けることにより追い払いも実施できる、その干渉帯の幅は30m～50mの幅が必要とあります。確かに有効な対策かと思われませんが、この問題につきましては、駆除やその周辺の隣地等の整備を含め、また、追い払いや自己防御等も含めた総合的な対策が必要と考えております。

以上です。

○9 番

(村田 豊) また機会があれば振興課のほうの森林整備との兼ね合い等も含めて聞きたいというふうに思いますが、きょうのところは、また省いておきます。

次に、2項目目の荒廃地対策と農地転用の動きの対応についてということで、まず、年々、荒廃地の面積が増えてきております。面積の動き、対応をどうされているかお聞きしたいと思います。農業委員長、上下伊那との会合の中で発言されておりますが、とにかく、今、農地でありますけれども、意外に貸さない、売らない、貸さないということは少ないと思っております。売らない、管理しないという、こういった現象が起きているわけですので、そういったために荒廃地が増加して、周辺への影響が出てきております。特に関係地域への改善要望、あるいは対象者にこういったような通達をしながら、その辺の解消がどう進んでいるか確認されているかお聞きをしたいと思います。苦情があって、例えば荒廃地で非常に困っているということ、また、荒廃地面積がどんなような増加をしているかということ、個数的にはどうなのかと、それに対して、所有者に対してどんなような改善の指摘がされ、解消、荒廃地解消が進んでいるのか、これは、所有者だけでなく、地区へもお願いをしながら、具体的に、今、もろもろの補助金が地区へ交付されているわけですので、どんな取り組みがされ、解消策が進んでいるところがあるのか、お聞きしたいと思います。

○振興課長

遊休荒廃農地の状況把握につきましては、毎年6月に農業委員会と営農センターで現地調査、農地パトロールということで現地調査を行っております。諸般の農業事情、

また、高齢者、担い手不足、野生鳥獣等々の要因で遊休農地は増加傾向にあるということですが、年によって若干の変動はありますが、ここ数年、もう山林・原野化して、もう復旧が困難であるという農地を除いて、再生可能と判断される遊休農地の面積はほぼ 25ha 前後で推移をしているという状況であります。

管理が適正に行われずに周囲の農地に影響を及ぼしたり環境を損ねることが懸念される農地の所有者に対しましては、まずは担当地区の農業委員さんを通じて指導を行ったり、改善されない場合につきましては農業委員長名で通知を送付して適正な管理を促しているというところであります。

一方、特にですね、昨年、農地法の改正がございまして、農地の利用状況調査と遊休農地に対する利用意向調査というものが農業委員会の業務として義務づけをされまして、今年度から、一年以上耕作されずかつ今後も耕作される見込みのない農地や周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地に関しては、法律に基づいて農地の所有者に対して利用意向調査を行うということになっております。今年度、この法律に基づいて農業委員会として 10 月に対象者に通知を送った箇所は、33 名の所有者の方に、筆数でいいますと 63 筆、面積でいいますと 7.5ha のものに、この利用意向調査ということで通知を行いました。現在までに改善された箇所は 6 筆、約 0.5ha ということで、ごく一部ではございますが、改善がされたところがあります。

なお、この利用意向調査に基づいて適正な管理がされない場合には、農地中間管理機構との協議を勧告して、最終的には都道府県知事の裁定によって農地中間管理機構が農地を取得できるよう措置することができるというふうにこの法律でなっております。

また、耕作者の不在となるおそれがある農地についても、公示をすることで同様の措置が可能になったということがございます。

また、協議の勧告がされたのにもかかわらず改善が図られない場合には、平成 29 年度以降、固定資産税の課税強化がされるということになっておりまして、これらのことについても今回の利用意向調査の中で所有者に対して通知をしているということでもあります。

しかし、現実的には、自分では管理できない状況になっていて、利用意向調査で中間管理機構へ貸し出しを希望した場合でも、実際には、その借りがなければ受けていただけないという状況がありまして、これが今の進まないという今後の大きな課題というふうに考えております。

それから、地域に対してということですが、最近では、やはり所在者不在で、あるいは特別な事情で管理が困難なケースも出てきて、周辺の農地に影響を与えるという中で、地域の話し合いの中で、お話もありましたが、例えば多面的機能支払の事業等を使って、共同作業で草刈りやなんかも行っていただいている地域も多少ございます。ということで、ぜひ、この辺のところも、地域のほうにも、その多面的なり中山間なり、そういった事業にあわせてということもお話をしてみたいと思っておりますけれども、いずれにしても、これも所有者の同意がなければ、勝手

にということではできませんので、先ほどの利用意向調査なり、そういった通知をしながら、地域のほうにも、こういった事業で、ぜひ、その所有者の理解も協力もいただきながらやっていたきたいということをお願いをしまいたいというふうに思っています。

○9 番 (村田 豊) 今、話があったとおりでと思いますけれども、特に荒廃地、荒地については、農地であれば10万円以上、県ですか、10万円以内は村の助成施策があるわけですので、地区的には、多面的機能等の活用をしながら、ぜひ荒廃地解消が進むように対処をしていただきたいと思います。

次に太陽光発電設備の苦情内容と対応ということですが、これ、農地転用との関連もありますので、農地転用等のことも含めてお願いしたいと思いますが、特に山林設置と雨水の問題、あるいは住宅に近いための苦情ということが景観審議会の中でも出ましたけれども、こういった点への対応はどうされているかということと、それからまた、近隣に指摘、近隣から指摘されたような地域についてはどんなような伝え方を地区へしておられるかということ、そしてまた、転用が必ずついて回りますけれども、転用上の中で特に問題がないのか、不履行だとか、あるいはまた問題がないのかということと一緒に、これは太陽光だけでなく、含めてお聞きをしたいと思います。

○振興課長 太陽光発電施設にかかわる農地への設置という案件も、このところ複数出ております。この太陽光発電の施設については、農地に限らず、ほかへの設置もあるところがございますので、その辺の対策については住民税務課長のほうからお答えをいただきたいと思いますが、農地に関しましては、まず、農振農用地であれば、当然、農振除外ということで農業振興審議会でも除外が適当かどうかという判断をいたします。まず、その前段で村に結構相談がございますが、もう1等農地、基本的に、その1等2等の農地に関しては、原則として農地以外への転用というのは難しいという大原則でございますので、当然、周りが、周辺が農地で、真ん中につくるというような計画が出てきたときには、担当課のほうで、これは難しいですよという話をさせていただきます。農地の周辺部等で、ほかにも農地以外への転用が、問題がないといいますが、可能であろうという場合については、農振の除外の申請が出されてくるということでございますが、審議会の中でまず現地を見て、農振の審議会としては、その農振を除外するのに適当かどうかという判断でございますので、周辺の農地への影響ですとか、そういったところをまず視点に審議をいたします。その中で、やはり周辺の農地への影響が心配される場合ですとか、雨水の対策とか、そういった問題、適正に処理をする必要があるということについては、そういった意見もつけて、最終的には県のほうでの審査になりますので、村の審議会としては、そういう意見を申し添えて出しているということでもあります。

農振農用地以外、あるいは農振除外した後での農地転用については村の農業委員会ということでございますが、同様に、そういったところも十分、委員会の中でも検討をし、そういった意見をつけて申請者には指導をしているということでございます。

○住民税務課長 太陽光発電施設の設置についてですが、村のほうへの届け出につきましては、一応、

中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドラインっていうものを定めておまして、農地転用ですとか、そういうものは事前に協議をさせていただいた上で、事業を実施する事業者の方に対して計画書を提出していただくようお願いをしてくているところがございます。その計画に基づいて、例えば美しい村条例ですとか、そういうものに引っかからないかというような審査をいたしまして、一応、各関係機関のほうに連絡をとって対応をしてくているところがございます。

一応、着手届け及び完了届けというものを村のほうに出していただいて確認をしております。

現在、村で把握しております太陽光発電施設については、稼働中のものが10カ所、現在建設中のものが4カ所ということで、現在14カ所となっておりますが、それぞれ事業者の方には計画書、着手届け、完了届け等を出していただいているような状況でございます。

その中で、これまでに村の住民税務課のほうに寄せられた苦情ですが、これまで3件寄せられております。その内容は、いずれもラジオに雑音が入るですとか、ラジオが全く入らなくなってしまったというような電波障害のものをいただいております。このような場合は、その都度、設置事業者のほうに原因の特定と対策を早急に行っていただきますよう連絡をいたします。設置事業者での対策が実施された後、連絡をいただきますので、村の担当者が現地のほうへ出向いて、問題がきちんと改善されたのかどうかということを確認しております。これまでの3件につきましては、いずれも改善をされたということを確認しております。

○9 番 (村田 豊) 先ほどお聞きした最後の、これ、必ず農地転用がつきまといますけれども、農地転用上の問題が発生していないのか、あるいは不履行がないのか、確認したいと思います。

○振興課長 今のところ、直接的な、その問題ということは聞いてございません。例えば周辺の農地への影響、特に果樹とかですと、その消毒がかかったとか、事前の、後のトラブルがないようにということで、それは事業者のほうにも申し上げて、そういった周囲の隣接の皆さんとの合意を得た上でということでは話をしております。

雨水対策についても同様で、今のところ、その直接、問題を聞いてはございません。

○9 番 (村田 豊) いずれにしても細かいことですので、大きな声では聞こえてこないと思いますが、雨水対策等、問題があったり、やっぱし排水用のU字溝を入れるとかいう対応が必要になってくると思いますので、その辺の的確な指摘をしていただくことも大事じゃないかと思えます。

次に水道の有収率低下対策と今後の取り組みということで、この点については4つありますけれども、最初に2点お聞きしたいと思います。有収率が大変下がってきておりますけれども、これは5年スパンで見てどんな変化を、経過をした中でしてきているのか、公共下水道完備後に変化が出てきているのかどうかという、管の老朽化のみなのかということをお聞きしたいのと、2番目の緊急時、きょうも質問が4番議員からもありますけれども、緊急時の取り組みと問題点等について具体

的なシミュレーションがされたのか、検討がされてマニュアル化されている部分もあるのかどうなのか、この点も含めてお聞きをしたいと思います。

○建設水道課長

それでは2点についてご説明差し上げます。

過去のデータから見ますと、おおむね有収率は73～80%程度で推移をしております、直近の5年間、平成23年度から27年度のデータを見ますと75%ということでありまして、ほぼ同水準となっております。

漏水調査につきましては、主に職員が対応して行っておりまして、特に給水管、口径が50cm以下の宅内に入っていくような給水管につきましては、漏水量が少なくてなかなかすべてを発見することができないような状況であります。どうしても、漏水調査につきましては、音調棒といって音を頼りに確認をしていきますので、例えば河川がそばにあるだとか、道路交通量が多いと、なかなか調査が、いい状況でも場所を特定できないようなことがございます。今後も引き続き漏水調査を実施をしながら、早期の修繕工事を行い、老朽化による本管破裂なども重大事故が起こらぬよう、引き続き計画的な布設がえ工事を進めます。

また、緊急時の取り組みなんですけれども、本管破裂等、特に事故等なんですけれども、緊急時の対応なんですけれども、建設水道課の事務室内にあります集中監視システムによりまして、異常状況等があれば通報されます。それにつきましては、関係職員及び私のほうにメール配信がされるようになっております。したがって、勤務時間外でも職員の対応が可能となっております。

また、破裂の箇所を修繕する材料につきましても口径別に材料別に保管をしております、漏水箇所の管種や口径等、上水道の台帳にて確認後、現場対応をしております。

また、災害等におきましては、中川村の応急給水計画っていうものをつくりまして、特に災害時の発生等につきましては2日から3日を想定をいたしまして、必要最低限の量等について確保するような計画を立てております。

○9 番

(村田 豊) 設問が悪かったんであれなんですけれども、災害時の対応についても具体的にシミュレーションをしながら対応を細かに組み立てをしてほしいというふうに思います。

次に導水管の改修の現状と10年後の概要という点、これは、どのくらいの改修がされておって、今後10年くらいでどのようになってくるのかということ、それから、もう1点は、4番目として、関連しますので、四徳用水の活用、これ、県のほうへどのような要請が進められているのか、進み具合はどうかということをお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

水道管につきましては、昭和49年度から昭和52年にかけて簡易水道として整備をし、そのほとんどが耐震性がない接着継手、カラー等によっては、もう接着をするんですけれども、そういった接着継手による塩化ビニール管で施工されました。その後、各地で起きた地震被害に対して新しい材料等が開発をされ、耐震性にすぐれた水道管が時代とともに採用されてきました。

特に中川村につきましては平成5年から始まりました下水道事業や道路改良事業等にあわせて布設がえを行ってきました。

また、平成12年度からは、さらに柔軟性がありまして、さらに耐震性が増した配水用のポリエチレン管によって更新をしております。

8月24日の議会全員協議会の折にも説明をさせていただきましたが、特に重要となる沢入の浄水場から中組の配水池、こちらにつきましては村営水道の40%の水量が通過をいたしますけれども、その8.6km区間につきましては国からの交付金事業等により平成31年度に完了予定となっております。

給水管を除く上水道管の現状ですが、耐震性がなく耐用年数が40年を経過した、または経過する延長が総延長87km全体ではあるんですけれども、平成27年度末現在でおよそ27km、総延長の30%、そういった数字が残ります。

10年後の概要ということでございますけれども、引き続き、財政上有利となる国からの補助事業等を優先をいたしまして更新工事を進めます。

また、工事価格の低減に努めるよう、道路改良事業等とあわせて計画を進めていきますので、よろしく願いいたします。

申しわけありません。もう1点あります。

四徳用水の関係ですけれども、四徳用水の活用につきましては、平成26年3月に策定をいたしました中川村水道ビジョンの中で、第1期、平成26年度から30年度までの5年間なんですけれども、そこにおきまして、水利権に取得に向け、管理をする長野県の河川課、水力発電を行っている長野県の企業局、それからかんがい用水として取水をしている南向土地改良組合との協議を進めることとなっております。各関係機関との調整が進み、四徳用水の活用が可能となった場合につきましては、第2期、平成31年度から35年度までの5年間において平成33年度に浄水場を建設することとなっております。四徳川を直接管理する伊那建設事務所とは手続等の手順について打ち合わせを行っています。今後は、水利権のほうの、その直接的な許可については河川課、県の河川課になりますけれども、河川課とともに関係機関との協議も同時に進めながら調整を進めます。

以上です。

○9 番 (村田 豊) 水道ビジョンの中で5年後ということで、私も確認をしたんですが、その後、もう少し早まればということ等も、その会議の中でも申し上げましたので、進んでいるのかなあというふうに感じましたが、どうも余り進んでいないという、当初の計画の中での進め方がされているんじゃないかというふうに感じました。特に災害時、緊急時という書き方をしたんですが、災害時に対することを十分また対応をしていただきたいというふうに思いますし、あと30%くらいが残るということですので、ぜひ過疎債の活用を十分してもらいながら、早目に改修率が上がるようお願いをしたいと思います。

それでは、最後の4点目の改修直後の望岳荘の入浴施設のボイラー導入検討ということで、このことは全協にもかかりました。森のエネルギー研究所で、ことしの3月、

具体的な内容を望岳荘の部分として検討された調査報告書も全協のほうへ報告が、全員協議会の中にありました。特に私は、そのときに細かくは関心を持たなくて、ああ、そんな計画があるのかなあとということであったわけですが、先ほども村長のお話の中にも触れられましたが、バイオマスボイラーを、望岳荘を基幹として、今度、ある程度、利用の検討を進めたいということであるわけですが、この2年間、27年度28年度で大規模な改修がされましたけれども、即、今ここで、また再度、入浴施設の検討がされるということに対しては、私はちょっと疑義を持ちます。このことについては、前回は申し上げましたけれども、今回、再度、100万円の調査費用を、業務委託をして公募されました。これに関連して最初にお聞きしたいのは、当初、27年28年で施設建設をする時点で、この部分が加味されて、ボイラーの、現在、更新されましたボイラーが導入されたのかどうなのか。私が言いたいのは、例えば浴槽用のボイラーが前のものより2倍の能力のものが更新されました。給湯用のボイラーは1.3倍のものが今回新しく更新されたんですよね。完成するまでの間に。当初は、課長のほうへ聞きますと、当初は、あの2台のボイラーをかえるつもりはなかったけど、どうもだめだからってということでかえたということですが、このバイオマスボイラーが導入を検討されているということが加味されて27年・28年度の大改修がされたのかということをまず最初にお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長

高齢者憩いの家の給湯設備の改修につきましては、入浴施設全体でありますけれども、あの施設の老朽化でたびたび破損をしてトラブルを起こしていたという中で、改修が急務であったということで、既に数年前からそういった検討を進めてきておったということでもあります。

一方、このバイオマスの活用構想については、お話もありましたように、地域でのエネルギー、エネルギーの地産地消を検討する中で、昨年度、村内における森林バイオマスエネルギーの活用の可能性について、あと、その資源の保存量も含めて、そういった仕組みができるかどうか、そういったことを調査をした上で構想としてまとめたということでもあります。実際に導入するかどうか、導入できるかどうかということは、現時点でも方向はまだ定まっていないというふうに考えております。昨年の構想の中では、あくまでシミュレーションとして、それ改修前の状況をもとにということではありますが、これを単独で、そのバイオマスボイラー単独では、いずれにしてもできませんので、バックアップボイラー、重油ボイラーなりとセットでという中でシミュレーションして、導入の効果の可能性はあるよという結果はいただいているんですが、じゃあ実際に、まずは場所の問題もありますし、費用、設置費用、それからランニングコスト、それをどう回していくか、トータル的な形で考えた上で、このことは決めないといけないという中で、今年度、さらに詳細な調査を行いながら、その実際の事業費、概算の事業費ですとか設置場所、そういったことも含めて、今回のこの調査業務の中で行っていただいて、それを踏まえて、来年度以降、じゃあ実際にそこに設置をしていけるのかというようなことを検討するというございますので、ボイラー、もう既に老朽化していて更新をする必要があったということで更新はいたしま

したが、いずれにしても、もしバイオマスボイラーを設置するとしても、あの施設の中に設置をできるものではございませんので、併設するような形で、それをつなぎ込んで、その重油ボイラー、既存の施設と組み合わせた形でやるというふうになると思いますので、当初からバイオマスボイラーを入れるという前提の中での検討ではなかったということだと思います。

○9 番 (村田 豊) 村長にお聞きしたいんですけど、望岳荘の最高責任者であるわけですし、先ほど話がありましたように、もう施設全体が古くなっているわけですよ、そうするとインフラ整備にもものすごくお金がかかってくると、今後、ということだと思います。2年間、苦勞して黒字が出てきていますけど、新たにランニングコストがかかるようなことをさらに付加するということは、施設も直さなきゃならん、またランニングコストが増えるという状況の中では、私は非常に慎重に検討しなきゃいかんというふうに思います。今回、この森のエネルギー研究所で出されたですね、3月に、これも費用がかかっていると思うんですね。新たに、これからお聞きするプロポーザルで応募を公募されて具体的な内容の検討資料をつくってもらう、これも当初予算100万円ですけど、どのくらいになっているかお聞きしたいんですが、そういう点では、ランニングコストがかかるということは非常に慎重に進めていかないと、言ってみれば、こちらで決めて施設をしてやっても、費用を直接出すのは望岳荘のほうで出していかなきゃならん、経営を圧迫するようなことは、やはり十分内容を加味、考慮しなきゃいかんというふうに私は思います。

そこでお聞きしたいのは、11月の18日までですか、公募をしてプロポーザル等々の応募が何件あったのか、金額的にどのくらいの金額で契約ができたのか、それから、具体的に、もしわかれば、ここで言えないようであれば全協等々でも示してほしいと思いますが、どの業者と契約して、いつごろまでに具体的な結果、調査結果内容を出せるかということをお聞きしたいと思います。

○村 長 議長じゃない、元議長、すみません。議員の今のお話は、観光開発の負担する費用と村のこれからの村全体のエネルギーのことを考えての費用とごちゃごちゃにされている部分があるのかなというふうに思います。ランニングコストっておっしゃいましたけど、ランニングコスト、それは、木をとってきてね、それを燃料にして、それをやるというふうなことでランニングコストも要りますけども、それはなぜかという、そのことによつて重油代は減る、それから、エコキュートの電気代が減ると、そのどちらが得なのかというふうな、そういうシミュレーションをするという意味でございまして、そのことを無理やりですね、まきボイラー、まきボイラーかチップボイラーかわかりませんが、そういうものを望岳荘に押しつけて、望岳荘は、これの維持でアップアップになるというようなことをしようとしているわけではございません。望岳荘にとつても、そういう形でランニングコストが軽減できて、かつ村の中の木が切られてきれいになって、里山整備が進んで、猿と人間の境目が見晴らしがよくなって、そしてエネルギーができて、それで望岳荘の経営的にもランニングコストが少なくなつて、そして、その消費の年間を通じた木質エネルギーの消費のベースができる

んであれば、例えばハウスの加温、農業ハウスの加温とか、そちらのほうでも、今、重油等を使ってたくさんのお金が村外に流出しているのを、村内の木質エネルギーを使うことによってハウスも燃料費が節減できて、かつ、そのお金が外に流出せずに村内を回るようにできるのであれば、それは結構なことではないのかなと、そういうふうなことが実現できれば大変すばらしいと思うけれども、それが本当にできるのかどうなのかということをよく検討しないと、やってみただけどうまいこといかんかったっていうのはまずいから、やってみているというふうなことでございます。

あと、補足は……。

○振興課長

プロポーザルの応募状況ですが、最終的には1社、昨年度、バイオマスの活用構想策定業務を受託した株式会社森のエネルギー研究所でございました。問い合わせは2～3件ございました。ただ、やはり今の現状を熟知した上での、こういう詳細調査という中で、手を挙げたのは森のエネルギー研究所でございます。

金額は、ちょっと正式、正確な数字は手元にございませませんが、90、100万円以内でございませう。100万円、若干下回った数字でございませう。

とりあえず、よろしいでしょうか。

○9 番

(村田 豊) 村長、ごちゃごちゃっていいましたけど、私は望岳荘のほうのことも考えていかないと、言ってみれば、今、先ほど一番最初に申し上げましたけれども、コスト軽減っていうけど、前より2倍の浴槽のボイラーを入れて、給湯用は1.3倍ですよね、そうしてさらにまたっていうことになると、そりゃあ、こちらは入れてやるのはいいけど、一般財源から補助金加えて入れてやるのはいいと思いますけど、望岳荘の経営上の中で非常に問題が出てくると、そのことは、細かい点は、望岳荘のほうのまた取締役会での検討だと思ひますけれども、その点が一番ね、一番心配されるから、ごっちゃごちゃの聞き方のように思えるかしらんけど、あわせて聞いているということですのでね、そのこと何も考えんなら、そりゃあいいでしょうっていつて入れてやりゃあ、向こうがね、望岳荘の支配人、何て言っているかという、「もう、まきでは私は困る。」と、人件費がうんとかかっちゃってね、そういうことも言っているわけですよ。それは今後の検討の中に入ってくると思ひます。ペレットのするの、どうするかっていうことがね。

それで、お聞きしたいのは、この検討を進めるに当たって、具体的などういった内容、構成で進めるのか、委員会をつくるのか、つくりたくないのか、ちょっとその点をお聞きしたいと思ひます。

○振興課長

まず、今回、本年度さらに委託した、その詳細な業務、詳細導入検討業務につきましては、当然、村の関係部署、それから中川観光開発株式会社とも相談をしながら進めていくということでございますし、更新した新しいボイラーの機能を、能力を踏まえた上で、さらに再度シミュレーションしていただくということでもあります。

仮にバイオマスボイラーを導入する場合につきましても、じゃあ、先ほど村長も申し上げましたが、その燃料の供給体制をどうするかですとか、今言った実際の、そのボイラーを、こう、まきを供給したりというところをどうするかということもござい

ます。それ、今回、活用構想の具体化という中で、あわせてことしの9月に森林バイオマス活用研究会というものを立ち上げて、それは、この望岳荘へのバイオマスボイラーの導入のみではなくて、もう少し小さなレベルでのバイオマスエネルギーの活用も含めたような、そんなことも研究していきましょうという中で、これまで2回の先進地視察を行いながら研究を進めております。このメンバーには望岳荘の支配人さんにも入っていただいております、実際にバイオマスボイラーを使って、そういう給湯なり熱供給をしているところを2カ所ほど見てまいりました。そんな中で、今後、じゃあ具体的に、そういったことをこの中川村の中でできるかどうかということも、その研究会の中で意見をいただいて研究をしていただきたいというふうに思っております。ということで、まず、望岳荘へバイオマスボイラーが導入可能かどうかということについては、本年度のその詳細検討業務の中での結果を踏まえてということでございますので、その結果を踏まえて、村としてどうするかという方向が出た段階で、具体的に、新たな委員会ですとか、何かそこを検討することが必要であれば検討してまいりたいということです。

○9 番 (村田 豊) わかりました。これから、これからの流れということで確認をさせていただきます。

先進地視察を2カ所されましたと言いましたが、どこどこ、どんな内容でされたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○振興課長 1カ所は根羽村です。根羽村の老人福祉施設にバイオマスボイラーの導入がされておりまして、その施設と、あと、そのまきを供給する仕組みとして木の駅の組織があります。そこを見てきました。

あとは、長野と小川村、小川村もやはり村の温泉施設にバイオマスボイラーが導入されておりまして、そこを見たり、あとは、地域に、そのまきストーブのユーザー向けにまきを供給しているところの土場だったり、長野市の七二会地区というところ、そこにもやはり温水のボイラーがありまして、その森林、まきを供給して、そこでやっているというふうなところも見てきたところであります。

○9 番 (村田 豊) 私、3年ほど前に南箕輪でこのバイオマスボイラーを入れて、2基入れて、保育園で床暖房から暖房を全部やっている施設を見てきましたし、内容、説明を聞きました。遠くへ行くばかりじゃなくて、郡内の近いところにそういうところがあるんで、どういう供給のされ方がして、どういう使い方をして、どのくらいの効果が上がっているかということは、やはりそれを、郡内なんで調べてほしいというふうにお願いしておきます。

いろいろ申し上げましたが、とにかく望岳荘がああいった状況ですので、できるだけ投資効率の上がるような、床暖房や、あるいはまた室内暖房にも併用できるというようなこと等もあわせて、今後、役員会で検討されると思いますので、私もそのときに申し上げたいと思いますが、実の効果が上がってくるような調査結果ができていることを期待したいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

- 議長 | これで村田豊議員の一般質問を終わります。
| これで本日の日程は全部終了しました。
| 本日は、これで散会とします。
| お疲れさまでございました。
- 事務局長 | ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後0時08分 散会]